

地方公共団体における  
独自歩掛の作成事例集

令和 8 年 3 月

国土交通省 不動産・建設経済局

# 目 次

1. はじめに	
(1) 本事例集作成の背景と目的	—P.2
(2) 本事例集の活用方法	—P.2
2. 積算基準を用いる場合の前提	
(1) 公共事業の発注に使われる積算基準	—P.3
(2) 公共事業における積算の必要性	—P.3
(3) 積算に関する基本姿勢	—P.3
(4) 工事施工条件に関する情報	—P.4
(5) 国土交通省直轄土木工事に係る土木工事標準歩掛	—P.4
(6) 土木工事標準歩掛の使用に当たっての留意事項	—P.5
(7) 土木工事標準歩掛及び物価資料を用いない場合の対応	—P.5
3. 独自の歩掛に関する現状と課題	
(1) 独自の歩掛に関する現状	—P.6
(2) 独自の歩掛に関する課題の概要	—P.10
4. 独自の歩掛の設定がある地方公共団体の事例	
(1) 地方公共団体へのヒアリング概要	—P.11
(2) ヒアリングを踏まえた地方公共団体の取組内容	
① 取組好事例	—P.13
② 独自の歩掛設定に関する課題および対応方法例	—P.17
③ ヒアリング結果の概要	—P.24
④ 地方公共団体の取組内容まとめ	—P.28
5. (参考) 独自の歩掛の設定事例	
(1) 独自の歩掛設定事例の全体像	—P.30
(2) A 地方公共団体	—P.32
(3) B 地方公共団体	—P.35
(4) C 地方公共団体	—P.38
(5) D 地方公共団体	—P.41
(6) E 地方公共団体	—P.45
(7) F 地方公共団体	—P.48
(8) G 地方公共団体	—P.51
(9) H 地方公共団体	—P.54
(10) I 地方公共団体	—P.57
(11) J 地方公共団体	—P.61
(12) K 地方公共団体	—P.65
(13) L 地方公共団体	—P.70
(14) M 地方公共団体	—P.74
(15) N 地方公共団体	—P.78

## 1. はじめに

### (1) 本事例集作成の背景と目的

公共工事の工事費積算にあたっては、当該工事の施工に必要な人員、材料数量、機械器具等の運転時間などといった所要量（施工歩掛）に労務賃金、材料単価、機械経費を乗じて算出することが一般的である。所要量は、現場条件等を考慮して工事ごとに決定することが望ましいが、実務上工事ごとに事前に妥当な所要量を推定するのは困難である。

そこで、一般的には過去の工事实績等の調査から、あらかじめ設定された作業ごとに標準的な所要量、つまり標準的な歩掛をもとにそれぞれの現状条件に応じて適用されており、例えば、国土交通省各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄土木工事の治水事業、道路事業等における請負工事費の直接工事費の積算では、「土木工事標準歩掛」が用いられている。他方、地方公共団体発注工事における工事費積算では、その多くが国土交通省直轄工事に係る標準的な歩掛をそのまま流用する形で行われており、地域特有の現場条件等が十分に予定価格に反映されていないのではないかといった懸念が指摘されている。本事例集は、地方公共団体が公共工事を発注する際に、地域特有の現場条件等に即した施工歩掛の設定を促進することを目的として作成するものである。

工事費積算においては本来、現場条件や施工実態を正しく反映したものであるべきことが原則である。また、国土交通省の標準歩掛は、あくまで国土交通省直轄土木工事の予定価格設定のための積算基準に関する図書であることから、地方自治の事情などを加味して、都道府県等はそれぞれ独自の工事発注の積算基準（施工歩掛）を持つべきであり、より質の高い積算という点からも、その必要性がある。

一方で、地方公共団体が自ら独自歩掛を設定するにあたっては、設定のための体制やメンテナンス等のさまざまな懸念が持たれ躊躇されているのが実態である。このため、本事例集では、既に独自の施工歩掛を設定している地方公共団体の取組事例を収集・整理し、「設定を行っている内容」「設定に至った背景」、また設定している独自歩掛の「メンテナンスの状況や抱える課題」「課題解決に資する調査等の状況」ならびに「調査結果の分析を通じて得られた知見」などを盛り込み、事例共有することにより、今後、独自歩掛の検討に取り組む他の地方公共団体のための参考文献とし、設定の後押しを図るものである。

### (2) 本事例集の活用方法

本事例集は、地方公共団体が公共工事の積算において、地域の実情に即した施工歩掛の設定を検討する際の参考資料として活用することを想定している。

具体的には、既に独自の施工歩掛を導入している地方公共団体の取組内容、課題認識、解決に向けた工夫等を事例として紹介することにより、他の地方公共団体においても同様の課題への対応策を検討する際の手がかりとなるものである。

また、調査結果に基づき抽出された主要な課題とその解決に向けた仮説を併せて提示することで、地方公共団体発注者が自らの地域における施工実態を踏まえた歩掛設定の必要性を再認識し、より地域の条件に即した積算および工事の適正な執行に資する取組の推進を図ることが期待される。

## 2. 積算基準を用いる場合の前提

### (1) 公共事業の発注に使われる積算基準

公共事業の発注に使われる積算の基準については、法律、政令、省令などのように社会一般を規制する形態をとらず、各省等の内部通達、または内部規定として位置付けられている。

各発注機関が、積算の仕組み、考え方、費用の構成区分や名称及びその範囲、生産能力の設定数値の標準等をルール化した、いわゆる積算基準をもっているのが通例である。

### (2) 公共事業における積算の必要性

一般に公共工事といわれ、公的立場で発注される工事の契約者及びその契約金額の決定方法は、それぞれの発注者を拘束する会計法令、規則、たとえば国の場合は会計法、地方公共団体の場合は地方自治法などによって規定されているのが一般的である。これらの法定の内容はおおむね共通しており、たとえば国の工事発注の基本となる会計法においては、

- ①工事等の請負契約の相手は競争により選定すること
- ②その契約金額は発注者が独自に作成した予定価格の範囲内であること
- ③契約相手は最も安い入札価格を提示したものとし、その契約金額はその提示価格とすること
- ④ただしその金額によっては適正な契約の履行が確保され難いとか、公正な商取引を著しく乱すと認められる場合は、その次順位の価格提示者とすることができるものとされている。

会計法令がこのような方式を採用している理由は、公金を原資とするとする公共工事において、透明性、公平性の確保は極めて重要とされているためであり、このような観点で、公共工事においては、予定価格の作成のための積算が不可欠となっているわけである。

### (3) 積算に対する基本姿勢

公共工事により整備される社会資本は、租税を財源として整備されるものである。これらは、一旦構築されたものを取り替えることが極めて困難で、長く国民に供用されるものであることから、社会資本の品質を十分確保することが要請されるとともに、所定の時期から整備効果を発揮させるために工期を遵守することも重要である。

これらの要請を考慮しつつ、無駄のない適正な費用を算定することは、公共事業に携わる者の、国民に対する責務であり、積算に対する基本姿勢であるべきである。

このため、現行の積算では、求められる品質を確保しつつ、定められた期間内で工事目的物を造り上げるに必要な費用を、最も妥当と思われる標準的な方法を用い、逐一積み上げて工事費を算定し、これをもとに予定価格が作成されている。

品質の確保や工期の遵守が図られるためには、施工者の高い技術力と誠実さが不可欠である。さらに、品質確保や工期遵守が確実になされるためには、入札時に、施工者がこれらの事項についても十分に検討を行った見積り価格で入札し、受注することができなければならない。このためにも現行の積算では、施工する立場に立って、標準的な施工を想定

し必要な費用を逐一積み上げる方式が採られている。

#### (4) 工事施工条件に関する情報

土木工事は、これにかかわる自然・人為的、社会的制約条件等によって、工法・工期・作業性などが大きく左右され、その結果、予定価格も大きく変動する。例えば、一枚の設計図面に示された重力式擁壁の施工ひとつを取ってみても、①床掘りをする対象の土質が軟弱なのか硬い岩石なのかによって、その施工機械・費用が異なるのは当然であるし、②その施工箇所が急傾斜地であれば、平らな造成工事現場の場合もある。また、③湧水があれば、排水ポンプを必要とする場合もあるし、さらには仮締切がいるという場合もある。④施工時期についてみても厳冬期でコンクリートの保温養生を必要とする場合もあれば、⑤生コンクリートの現場搬入についてみても、トラックミキサやアジテータトラックが直接打設箇所に近づける場合もあれば、遠くから人力運搬せざるを得ない場合もある。さらに現場でコンクリートを製造する場合もある。

以上のように工事目的物を施工するにあたっての条件は、工事ごとでさまざまに異なるものであることから、工事ごとの積算を行う者が工事の費用を大きく左右する要因として、現場条件や実態を的確に見極め、積算に適切に反映する以外に方法は無い。

#### (5) 国土交通省直轄土木工事に係る土木工事標準歩掛

公共工事は、たとえば地盤掘削や鉄筋の組み立てなどのように多くの工種から成り立っている。各工種の単位量を施工するのに必要な現場労働者や、鉄筋、セメント等の資材及びバックホウやラフテレーンクレーンなど使用される機械の必要量を表したものを歩掛といい、施工の生産性を示す指標と言える。積算は現地における工事目的物の施工プロセスを想定しながら、費用を積み上げていく作業であるため、積算を行うためには費用算定の根拠として、各工種の歩掛を設定することが必要となる。

国土交通省が直轄土木工事の積算に使用するために定めた歩掛を「土木工事標準歩掛」という。土木工事標準歩掛は、予定価格のうち直接工事費を積算するためのもので、標準的な施工が行われた場合の労務、材料、機械等の職種・規格や所要量等を工種毎に、実際の現場実態を調査した結果に基づき制定されている。

また、昭和 58 年に土木工事標準歩掛が公表された結果、各方面から幅広いの質問や意見が寄せられるところとなった。国土交通省では、こうした意見等も参考として、令和 7 年度現在、土木工事全体で 122 の工種について標準歩掛が制定されている。

現在、土木工事標準歩掛の制定、改正は国土交通省自らが現場の実態調査を行い、それを分析した結果に基づいて毎年、見直しが行われており、建設現場における新しい施工技術の採用状況や使用機械の大型化等の施工実態の動向を定常的に把握し、これらを積算に反映する取組みが行われている。

昨今では、時間外労働の上限規制への対応や、直轄工事における小規模施工に対しての歩掛区分の拡充、標準歩掛の使用にあたって積算者が適用可否の判断がしやすいように適用範囲及び条件の詳細化などの見直しを行っている。

- ・ 橋梁及びトンネルの補修工の 3 工種において、小規模施工の歩掛区分を設定
- ・ 安定処理工、基礎砕石工、構造物補修工等の 16 工種で、適用範囲及び条件を明確化

詳細は、国土交通省「土木工事標準歩掛」のサイトを参照されたい。

[https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000024.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000024.html)

標準歩掛 検索

(掲載情報：国土交通省直轄工事に係る歩掛の改定内容の詳細、毎年の改定概要、機関・行政関係者（地方公共団体）・建設業関連団体向け研修に関する情報等）  
担当：国土交通省 大臣官房 参事官（イノベーション）グループ 施工企画室 施工調査係

## (6) 土木工事標準歩掛の使用に当たっての留意事項

- (a) 土木工事標準歩掛は、我が国で行われる土木工事に広く使用される工法について、「施工合理化調査（施工実態調査）」をもとに、標準的な施工が行われた場合の労務、材料、機械等の規格や所要量を各々の工種毎に設定したものである。標準歩掛は、あくまでも標準的な施工を想定した、予定価格を算出するためのツールであって、実際の施工における工法や機械を規定するものではない。
- (b) 標準歩掛の1つの歩掛の改定、制定までの手順は、次のとおりである。
- ① 歩掛モニタリング（簡易な施工実態動向調査）結果及び各関係発注機関やその他関連団体等からの歩掛に対する意見等を参考とし、使用頻度、施工形態の変化等を勘案して、調査対象工種を決定する。
  - ② 決定した各工種は、直轄及び補助の現場において施工の実態を、作業員、使用機械、材料等について詳細な施工実態調査（現場数は、各工種について 100 現場程度）を実施する。
  - ③ 実態調査のデータ収集・解析を行い、歩掛の改定、制定を行う。
  - ④ 調査から歩掛の改定、制定までに要する期間は、通常3年程度必要である。

- (c) 調査結果は、各種施工条件が同一と考えられる場合、多くは若干のバラツキを持ったデータ分布となるが、標準歩掛は標準的な施工が行われた場合の所要量として、その平均値（例：図1）をもって設定されている。よって、実際の施工において労務等が標準歩掛に比べて差があったり、使用機械の機種、規格が異なったりすることは十分に起こり得ることを認識することが重要である。

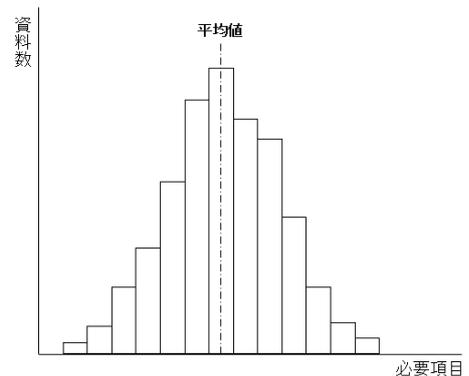


図1 施工実態調査結果の平均値イメージ

- (d) 標準歩掛では、当該工法・工種の適用範囲を定めているが、実施工の現場ではこの適用範囲から外れる場合がある。そのような場合には、標準歩掛によらずに特別調査又は見積り取得によって、その案件に即した積算を行うことが適切である。

## (7) 土木工事標準歩掛及び物価資料を用いない場合の対応

国土交通省が定める「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」において、歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとしている。国土交通省直轄土木工事においては、土木工事標準歩掛及び物価資料を用いない場合は、特別調査又は見積り取得により歩掛の構成を決定している。

【本章の参考文献】土木工事積算編集委員会（2009）.『わかりやすい土木工事積算』.全日本建設技術協会.

### 3. 独自の歩掛に関する現状と課題

#### (1) 独自の歩掛に関する現状

地方公共団体における公共工事の積算に際しては、国土交通省が直轄土木工事において毎年更新している標準歩掛を流用している例が多く見受けられる。国土交通省直轄工事の治水事業、道路事業等における土木工事費の積算に用いる土木工事標準歩掛は、あくまで国土交通省直轄工事の予定価格設定のための積算基準であり、我が国で行われる土木工事に広く使用される工法について、施工実態調査をもとに、標準的な施工が行われた場合の労務、材料、機械等の規格や所要量を各々の工種毎に設定したものである。

一方で、都道府県および政令指定都市の一部においては、地域特有の事情や小規模工事への対応を目的として、独自の施工歩掛を設定している事例も確認されている。令和7年上期に実施したアンケート調査<sup>1</sup>では、約半数の団体が独自の歩掛を設定している旨の回答が得られており、一定の取組が進められている状況にある。

<アンケート調査>

##### ○独自の歩掛の設定状況

都道府県および政令指定都市のうち、約半数が独自の歩掛を設定している。(図2) インターネットの悉皆調査結果と異なる内容の回答が、全体の半数ほどであった。

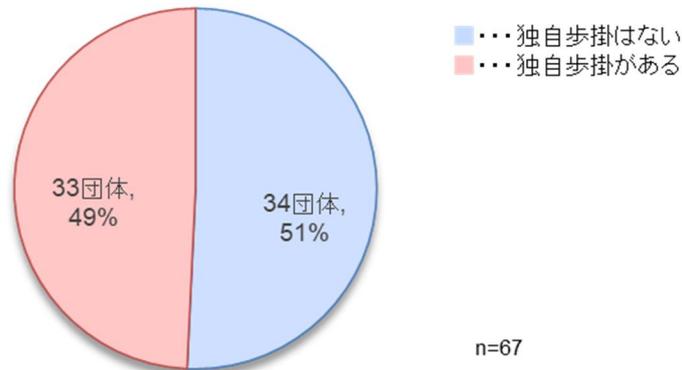


図2 独自の歩掛の設定状況

##### ○独自の歩掛の設定理由

独自の歩掛の設定理由として、「自らの地域で発注する工事の現場条件との乖離」が最も多く挙げられた。(図3)

なお、「その他」として、以下の理由が挙げられた。

- 国土交通省の標準歩掛になく、使用頻度が高い工種であり、独自の歩掛の設定により効率化が見込めるため
- 外構工事について団体独自の詳細図・詳細断面があり、基準詳細に合わせた単価の設定が必要であったため
- 業界団体からの要望等があったため

<sup>1</sup> すべての都道府県および政令指定都市（計 67 団体）を対象に、国土交通省本省および各地方整備局が年 2 回開催している「ブロック監理課長等会議」にあわせて実施したものの。

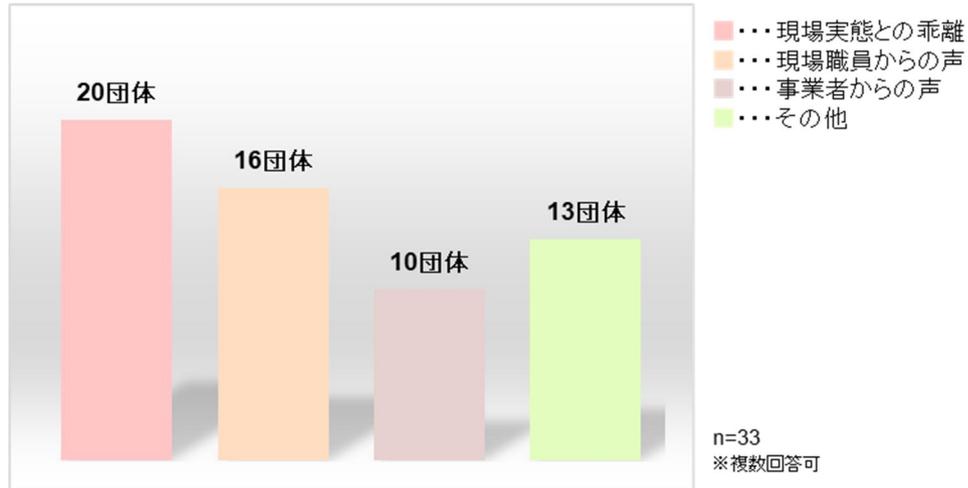


図3 歩掛の設定理由

○歩掛の設定方法

独自の歩掛の設定方法として、団体職員による直轄調査が最も多く挙げられた。(図4)  
なお、「その他」として、以下の方法が挙げられた。

- 複数の施工業者より見積りを徴収し、作成する。
- 業界団体を介して業者へのヒアリングや調査等を行う。
- 他の基準等を準用する。(※以下、一例)
  - 過去存在した国土交通省の標準歩掛
  - 各工法に関連する協会の歩掛
  - 資材メーカーが公表している参考歩掛
  - 建設工事標準歩掛 ((一財) 建設物価調査会)、工事歩掛要覧 ((一財) 経済調査会)
- 基本は国土交通省標準歩掛を準用しつつ、断面図から必要数量を職員が算定し、構成材料の数量を設定する。
- 設計金額区分ごとに、標準的な歩掛に対する補正係数などを用いて算出する。

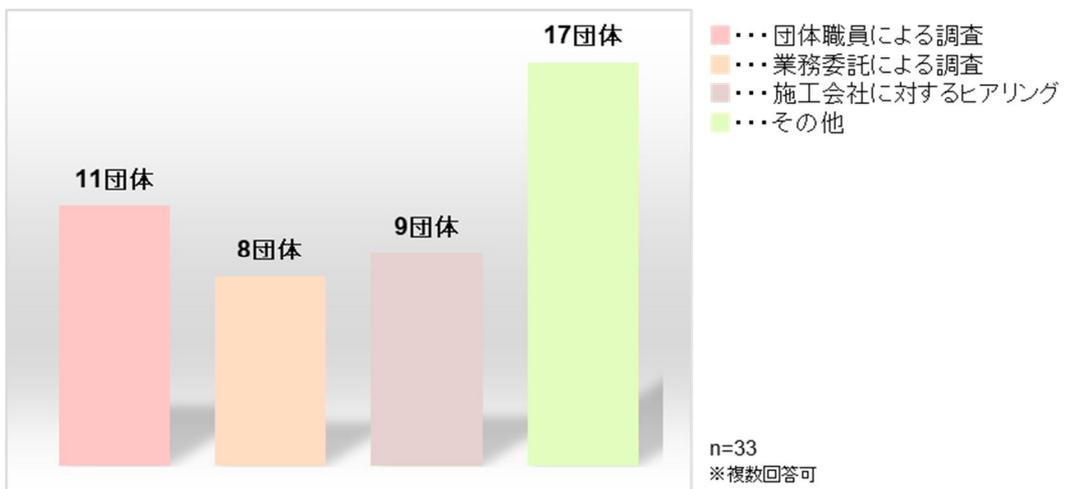


図4 歩掛の設定方法

### ○歩掛の未設定理由

独自歩掛の未設定理由として、「必要に応じ見積り徴収にて歩掛を設定しており、独自歩掛が不要なため」が最も多く挙げられた。(図5)

なお、「その他」として、以下の理由が挙げられた。

- 現場と積算の乖離については不調対策として、業界からの要望を踏まえつつ、設計・積算方法の見直しを、標準歩掛を準用し適宜実施している。不調となった場合に見積り活用方式で発注し実勢価格との乖離を少なくし、必要に応じ、見積り徴収にて材工共等の施工単価を策定して積算している。
- 施工合理化調査等に一部の地方公共団体発注工事も含まれているため、標準歩掛が妥当性を欠くとまでは言えない。官民積算で多少差が生じるのは当然と考える。
- 歩掛がないものについては施工単価を見積り徴収するよう定めている。
- 施工規模が小さい場合の独自歩掛への要望はあるものの、会計検査等への対応が困難なため、工事毎に対応した見積り徴収にて歩掛を設定し積算している。

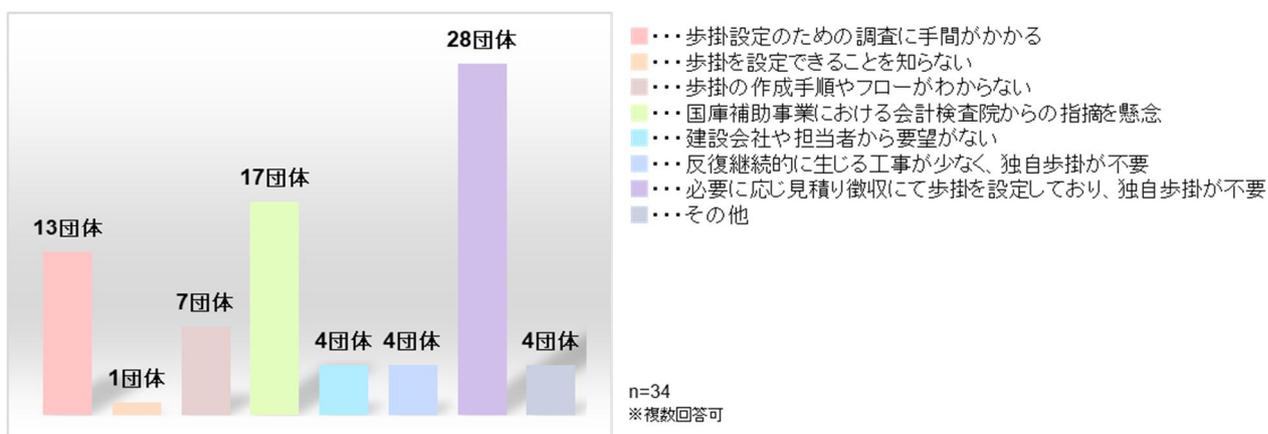


図5 歩掛の未設定理由

### ○歩掛未設定の団体における歩掛作成の意向

独自の歩掛を設定していない都道府県および政令指定都市は、今後も作成する意向がない割合が高い。(図6)

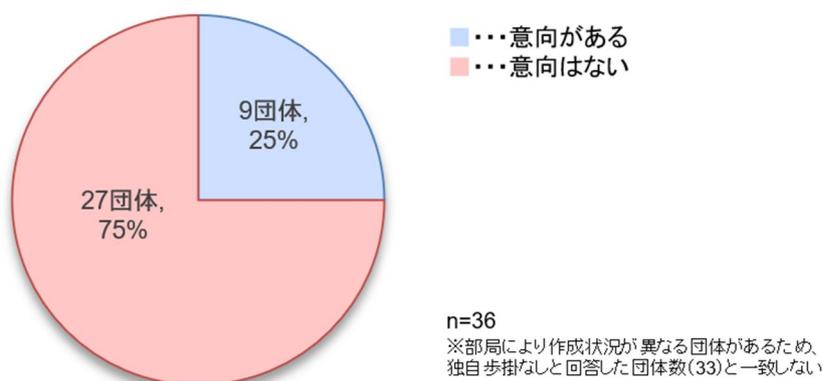


図6 歩掛作成の意向<sup>2</sup>

<sup>2</sup> 都道府県および政令指定都市の中の部局によって作成状況が異なる団体があるため、独自の歩掛がない団体数と一致しない

○その他、独自の歩掛作成に関する課題等

独自の歩掛作成に関して、都道府県および政令指定都市からは、以下の課題等が挙げられた。

- 独自歩掛の正当性・妥当性への懸念
  - 標準歩掛範囲内だが別途独自歩掛を設定することへの、会計実地検査/監査向けの理由説明を懸念している
  - 工事ロットの大小等に起因する標準歩掛との乖離について、標準歩掛との乖離がどの程度あれば独自歩掛にして良いかの判断に迷う
- 独自調査の際の人員・予算・知見の不足（※以下、一例）
  - 独自歩掛設定のための職員不足が深刻化している
  - 歩掛設定調査や積算システムへの入力・更新の工数が負担になる
  - 独自調査の人員体制が不十分かつ予算が限定的で、基準作成の知見・知恵がない
- 見積り項目・条件設定、見積り業者の選定方法に関するノウハウの不足
- 歩掛作成に十分な標本数の確保
- 見積り徴収に要する時間
- 一度設定した独自歩掛の更新/メンテナンス（※以下、一例）
  - 積算システム変更等の更新にかかる時間が課題になっている
  - 職員不足、過去設定時の根拠が不明である
  - 業務委託による定期的な改定に費用等がかかる
  - 古い歩掛の妥当性を検証できていない
  - 見直し可否の考え方が定まっていない
  - 業界団体との調整が必要なこともあり、更新頻度が長くなる傾向がある
- 各地方公共団体の独自歩掛を把握することへの受注者側の負担増の懸念

<インターネット上の悉皆調査<sup>3</sup>>

都道府県および政令指定都市のホームページおよび外部サイトで得られる情報によると、都道府県および政令指定都市のうち約半数が、独自の歩掛を設定している。（図7）

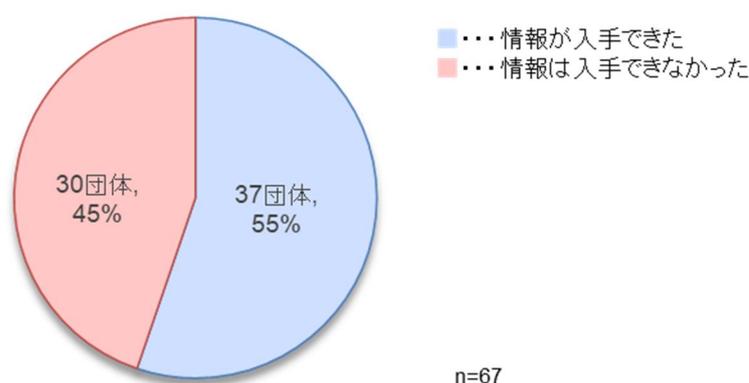


図7 独自の歩掛の設定状況

<sup>3</sup> 都道府県および政令指定都市のホームページおよび外部サイトにおいて、独自の歩掛に関する情報が得られるか否かを調査したもの。

## (2) 独自の歩掛に関する課題の概要

地方公共団体が、その発注工事の予定価格算定において、国の標準歩掛を流用することにより、実態との間で乖離が生じる可能性が指摘されており、建設業団体等からも改善の要望が寄せられている。国土交通省の標準歩掛は、国土交通省直轄土木工事の工事費の積算に用いる、あくまで国土交通省直轄工事の予定価格設定のための積算基準であり、全国的に広く使用される工法について、実態調査をもとに、標準的な施工が行われた場合の労務、材料、機械等の規格や所要量を各々の工種毎に設定したものであるため、地方公共団体が発注する工事や地域特有の施工条件という点では、その反映が困難であることを認識することが重要である。

また、独自の歩掛を設定している地方公共団体においても、その作成手順や留意事項、導入によるメリット・デメリット等については、体系的な整理が十分に行われていないのが現状である。これらの情報が共有されていないことにより、他団体における導入検討の障壁となっている可能性がある。

#### 4. 独自の歩掛の設定がある地方公共団体の事例

##### (1) 地方公共団体へのヒアリング概要

- ① ヒアリング対象  
下記の3つを充足した地方公共団体
  - 2. (2) 事前アンケートの結果にて独自の歩掛の設定があると回答
  - 地方公共団体の Web サイトや外部サイトで独自の歩掛を設定している情報を確認可能
  - ヒアリングの実施に合意
- ② ヒアリング実施数  
14 団体
- ③ ヒアリングの実施時期  
令和7年8～10月
- ④ ヒアリングの実施形態  
オンライン
- ⑤ ヒアリング内容  
下記参照

設問 No.	設問の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
1	<b>独自の歩掛の設定時期</b> 独自の歩掛の設定時期はいつか。また、標準歩掛にない歩掛の工種や資材について歩掛設定の要望があった場合、どのように対応しているか。
2	<b>問題の提起元</b> 独自の歩掛を設定する契機として、どのような方から、どのような場で問題提起が行われたか。(出先機関から意見交換会で、など)
3	<b>標準歩掛の準用有無</b> 貴団体で設定している独自の歩掛は、標準歩掛を準用したものか。 また、標準歩掛とどのような点で異なるか。(工種、工事規模、気象条件など)
4	<b>予定価格への影響</b> 独自の歩掛作成の結果、予定価格作成にはどのような影響があったか。(上振れもしくは下振れ)
<b>独自の歩掛を設定した際の流れについて</b>	
5	<b>設定に携わった部署<sup>4</sup></b> 主担部署および関係部署はどこか。

<sup>4</sup> ここでは、具体的な部署名ではなく「事業系の部署」または「企画系の部署」と表記する。両者の区別について、基本的に「事業系の部署」は予算執行や工事発注を担う部署、「企画系の部署」は積算基準の編纂を担う部署を念頭においている。

設問 No.	設問の内容
6	<b>設定の段取り</b> 独自の歩掛の設定に着手してから完了するまでの段取り（工程および各工程の所要期間）はどうか。
7	<b>歩掛の設定基準</b> 独自の歩掛の数値をどのような基準で設定したか。（直轄もしくは業務発注による施工実態調査、複数社から徴収した見積り結果からの判断など）
8	<b>庁内での調整</b> 独自の歩掛の設定にあたり、財務部局や出先機関など庁内で調整を行ったか。行った場合、実施回数や主要論点はどうか。
9	<b>庁外との調整</b> 独自の歩掛の設定にあたり、庁外の機関（国土交通省、業界団体など）と、協議等を行ったか。行った場合、実施先や実施回数、確認内容、実施先の選定理由はどうか。
10	<b>歩掛設定後の更新の状況</b> 独自の歩掛について、設定後に更新を行っているか。更新している場合、更新頻度や更新の手順はどうか。
11	<b>歩掛の更新方法</b> 独自の歩掛を更新している場合、主担部署や関係部署、所要期間、段取りなどについて初回設定時からの変更はあるか。
12	<b>市町村への歩掛の展開方法</b> 独自の歩掛を市町村へ展開しているか。展開している場合、市町村が基本的に準用しているのか、それとも参照できるとどまるのか。

## (2) ヒアリングを踏まえた地方公共団体の取組内容

### ① 取組好事例

地方公共団体にヒアリングした結果、建設コンサルタント等に発注し「施工実態調査」を実施している団体や、建設会社等数社から見積り徴収を実施し独自の歩掛を設定している団体があることがわかった。これらの団体の多くは、独自の歩掛の設定後に歩掛を更新し、また更新の頻度等の目安を持つことで、運用に継続性を持たせていた。

一方で、ヒアリングを通して、施工実態調査や見積り徴収に要する費用や人工が負担になっている、歩掛設定後の更新のあり方が定まっていない、などの課題を抱えているなどの意見もあった。

上記を踏まえて、他の地方公共団体に参考となるよう、独自の歩掛を作成する上で以下の取組を実施している団体を好事例として取り上げ、取組状況・背景や、課題意識及び取組結果などをまとめた。(図8)

<好事例として取り上げる内容>

- 歩掛の設定にあたって、施工実態調査または見積り徴収の少なくとも一つを実施
- 施工実態調査や見積り徴収の実施方法や、設定後の歩掛の更新等に関して目安を定め、運用

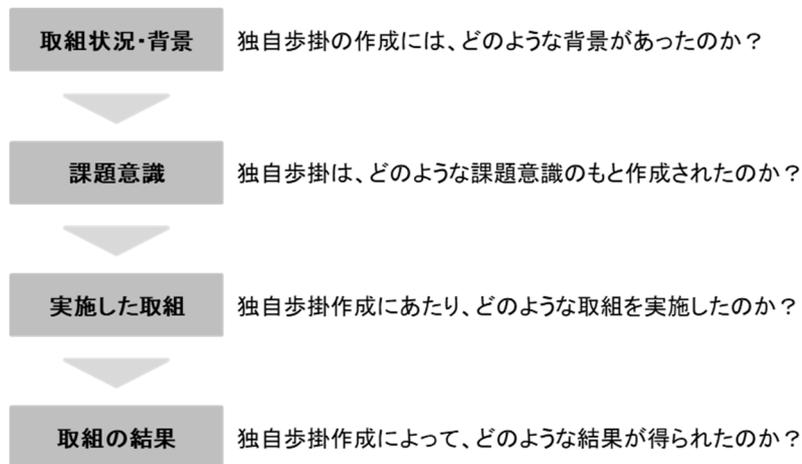


図8 取組好事例の記事構成

i) A 地方公共団体                      □施工実態調査    ☑見積り徴収    ☑調査・更新の目安  
独自の歩掛の定期的な見直し等による持続的な運用を図る取組

○取組状況・背景

- 取組状況：排水構造物工や地すべり防止工などについて独自の歩掛を設定している。
- 背景①：設定から 10 年以上更新されていない歩掛があった。
- 背景②：独自歩掛の取り扱いに関する規程がなかった。

○課題意識

- 課題意識①：背景①に起因し、歩掛を設定後に見直す仕組みが存在せず、既存の歩掛の適正さを確保できていなかった。
- 課題意識②：背景②に起因し、独自歩掛の取り扱いに関する規程がなかった点で、歩掛の適正さの確保に懸念があった。

○実施した取組

- 取組①：課題意識①に対し、歩掛の適正さを維持するための歩掛の有効期限を設定（図 1）
  - 新規に設定した歩掛について、有効期限を 1 年とする。
  - 1 年経過後に見積りを徴収して経年の変動がないことが確認できれば、以後の有効期限を 5 年とし、5 年経過後に再度見直しを行う。
- 取組②：課題意識②に対し、歩掛の適正さ担保および見積り条件の精緻化を目的とした見積り取得者数を設定
  - 原則 7 者以上から見積りを取得する。
  - 共通の条件、仕様のもとで作成された見積りを取得できるよう、見積り依頼時には条件・仕様等を詳細に記載する。

○取組の結果

- 結果 A：歩掛設定の適正さの確保
  - 取組①により、最新の工法採用等による歩掛の変動が反映可能となった。
  - 取組②により、歩掛の基礎資料として採用する見積りの適正さが向上された。
- 結果 B：内規制定による主管部門内の運用の安定化
  - 内規の整備によって、歩掛の更新時期や見積りの取得方法が明確化され、担当者の異動等があっても安定的な歩掛の運用が可能となった。

ii) B 地方公共団体                       施工実態調査    見積り徴収    調査・更新の目安  
予算に合わせて施工実態調査を実施し、独自の歩掛を設定・更新する取組

○取組状況・背景

- 取組状況：防護柵設置工やコンクリートブロック積工などについて独自の歩掛を設定している。
- 背景：標準歩掛の適用が実態に合わない小規模な工事や、標準歩掛が適用できない工事があった。

○課題意識

- 課題意識：背景に起因し、該当の工事の予定価格算定の都度、個別に歩掛を設定することが現場の負担となっていた。

○実施した取組

- 取組：課題意識に対し、歩掛設定の基礎として施工実態調査を実施
  - 独自の歩掛の見直しを概ね5年に1度行い、必要に応じて更新する運用とした。
  - 調査のサンプルは、過去5年間程度の工事・業務から選定した。

○取組の結果

- 結果：歩掛設定の適正さの確保
  - 取組により、現場の実態を反映した適正な歩掛及び予定価格の設定が可能となった。

iii) C 地方公共団体                       施工実態調査    見積り徴収    調査・更新の目安  
施工実態調査の実施、更新に関する目安設定等により持続的な運用を図る取組

○取組状況

- 舗装版切断工や路盤工などについて独自の歩掛を設定している。

<C-1：施工実態調査に関する内容>

○背景

- 国土交通省から、舗装版切断工における適正な排水処理の徹底について通知が发出された。

○課題意識

- 舗装版切断作業を対象とした標準歩掛は存在する一方、排水処理にかかる標準歩掛は無かったため、変更時に別途、3社以上から見積りを徴収し、経済比較のうえ、費用計上していた。

○実施した取組

- 課題意識に対し、歩掛を設定するため、施工実態調査を実施
  - 舗装切断数量と発生排水量の関係について、約2か月間で調査。

○取組の結果

- 当初設計から排水処理費用の計上が可能となり、排水処理費用を考慮した予定価格の算定が可能となった。

<C-2：更新の目安に関する内容>

○背景

- 道路の雪寒対策として、消雪施設に関する工事が実施される。

○課題意識

- 当該工種に関しては、標準歩掛が無いものもあるため、予定価格の算定に課題がある。

○実施した取組

- 課題意識に対して、歩掛の標準化と適正さの双方を担保することを目的として、次の目安を設定
  - 物価調査機関等に調査を委託する「特別調査」を実施し、歩掛を決定する。
  - 概ね5年おき、もしくは必要に応じて、歩掛の見直しを検討する。

○取組の結果

- 最新の工法採用等による歩掛の変動が反映可能となった。

## ② 独自の歩掛設定に関する課題および対応方法例

前述のアンケート調査では、地方公共団体において、独自の歩掛を設定しない理由を確認している。その理由を分析するため、以下のように課題を抽出し、まとめた。  
なお、抽出した課題は、各団体が独自の歩掛を設定する手順に沿って整理する。

### i) 課題の抽出

独自の歩掛の未設定理由として、アンケート調査では独自の歩掛設定に関する課題が挙げられている。具体的には、「歩掛設定のための調査の手間」「歩掛の作り方やフローが分からない」「会計検査院からの指摘の懸念」が多く挙がっており、独自の歩掛を設定していない地方公共団体の懸念となっていることがうかがえる。(図9)

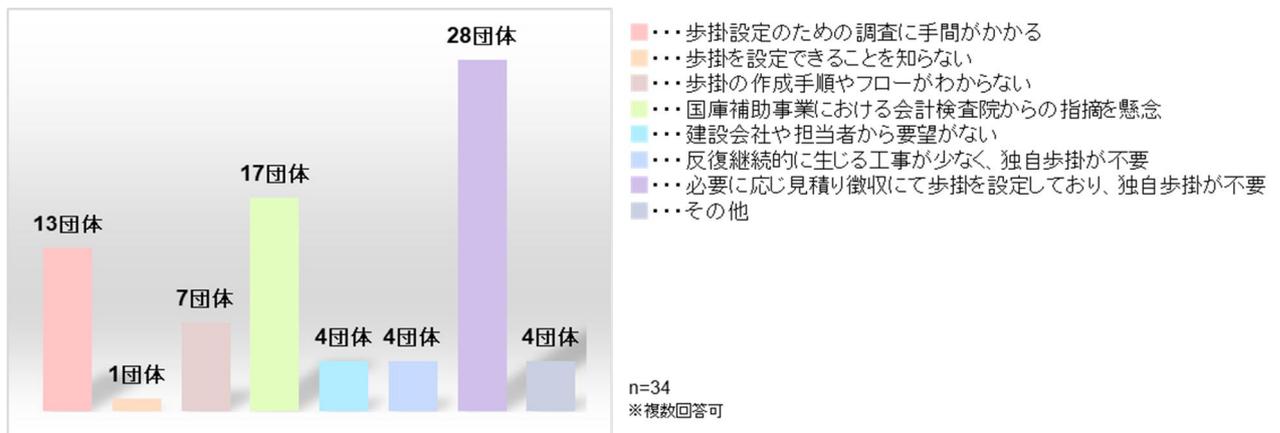


図9 歩掛の未設定理由

### ii) 課題の整理

i)を踏まえて、課題を以下の6つに整理した。

- 課題1 独自の歩掛を設定する実務の流れが不明
- 課題2 独自の歩掛設定の所要期間が不明
- 課題3 調査方法が不明
- 課題4 国庫補助事業における会計検査院からの指摘を懸念
- 課題5 設定時の根拠が不明
- 課題6 更新のあり方が不明

iii) 課題への対応方法の一例

地方公共団体へのヒアリング結果から、すでに課題に対応している団体もあるため、対応方法の一例を示す。

○課題1：独自の歩掛を設定する実務の流れが不明

独自の歩掛を設定する際の流れについて、設定済の各団体における大まかな流れは共通している一方で、特に公表後の見直しの有無が大きく分かれた。

独自の歩掛を設定後、積算基準や工事発注部門担当者が交代しても施工実態との整合性が確保できるよう、見直し・更新に関する運用ルールを定めることが有効と考える地方公共団体が目立った。

<対応方法の一例>

●独自の歩掛を設定する際の実務の流れは、大きく以下の内容に集約される。

イ) 発注部門等のニーズ受付

- 出先機関や業界団体との意見交換を通じて要望を把握し、必要に応じて対応する。
- 標準歩掛では対応困難な小規模工事について、事業系の部署から要望が上がってくる。
- 地域の実情（気候、沿岸部など）に応じた歩掛を設定するよう、事業系の部署や業界団体から要望が上がってくる。
- 見積り徴収を行う件数が多く、事業系の部署での対応が負担となる場合、効率化のため独自の歩掛を積算基準書に追加することがある。

ロ) 調査（施工実態調査または見積り徴収）

- 建設コンサルタント等に発注して施工実態調査を実施する。
- 事業系の各部署が歩掛の見積りを徴収する。
- 事業系の各部署が徴収した見積りをもとに、部署内で起案し歩掛を決定する。決定した歩掛を、企画系の部署に報告する。

ハ) 所管部門内決裁

- 事業系の各部署で起案した歩掛について、事業系の部署内で大筋を決定し、企画系の部署へ報告する。
- 手続は事業系の部署内で完結する。企画系の部署での承認や精査は行わない。

ニ) 基準書改定・積算システム更新

- 企画系の部署が、事業系の部署から報告された歩掛について精査した上で、歩掛を積算基準へ反映する。

ホ) 公表

- ▶ ホームページ上に掲載している。
- ▶ 市町村へ、メールや紙面で参考送付している。

へ) 公表後の見直し

- ▶ 毎年、企画系の部署が事業系の各部署へ新規・更新・廃止する独自歩掛の有無を照会し、直近の見直しから概ね5年経過するものがあれば見積りの再徴収などによって見直しを実施している。
- ▶ 5年に1回程度、施工実態調査の再実施、見積りの再徴収などによって見直しを実施している。

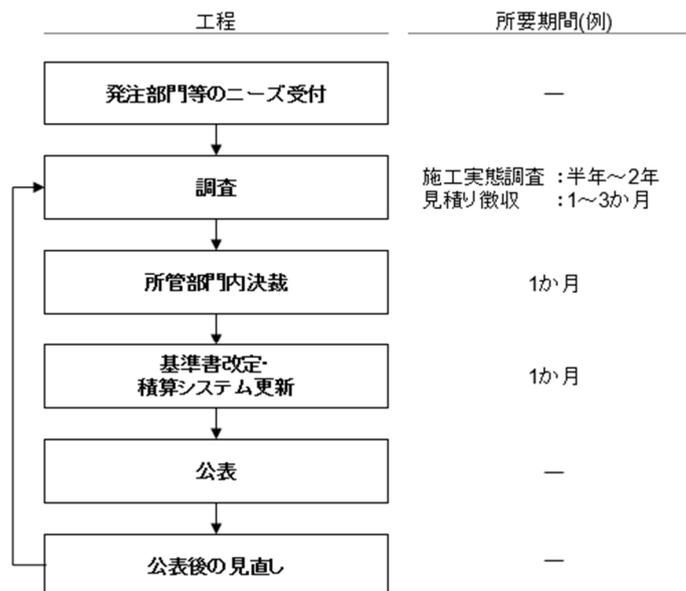
○課題2：独自の歩掛設定の所要期間が不明

独自の歩掛設定にあたって、特に調査方法が施工実態調査か見積り徴収かにより、所要期間が大きく異なる。

一般に、施工実態調査の方が見積り徴収よりもサンプル数の確保に時間を要する一方、現場実態との乖離が小さくなる点で、有効だとする地方公共団体が目立つ。各地方公共団体では、歩掛の設定目的も考慮した上で調査方法を選択し、所要期間を見積もっている。

<対応方法の一例>

- 独自の歩掛を設定するまでの所要期間は3～6か月程度の事例が多い。 (図10、課題1の実務の流れ参照)



※着手から公表まで、施工実態調査の場合は半年～2年程度、見積り徴収の場合は3～6か月程度要した例がみられた

図10 実務の流れと所要期間例

### ○課題3：調査方法が不明

課題2にて記載の通り、調査方法は大きく、施工実態調査と見積り徴収の2つに分けられる。

施工実態調査の実施が有効ととらえる地方公共団体が目立つ中で、調査の実施可能性や予算を含め、各団体が個々の事情に合う手法を選択している。

<対応方法の一例>

#### ● 対応方法1：施工実態調査をおこない、歩掛を設定している場合

##### ➤ 調査方法

- ・調査業務発注（1ヶ月）、調査計画・対象選定（1ヶ月）、調査実施・集計（2ヶ月）、調査結果の取りまとめ・団体内協議（1ヶ月）の流れで、公表まで約1年かけて進めた。
- ・団体直轄で業者へのヒアリングを実施し、その結果をまとめている。
- ・調査会社に調査依頼し、その結果をまとめている。

##### ➤ サンプル数

- ・一定以上の数を集めている。

##### ➤ 委託先の選定方法

- ・一般競争入札による。

#### ● 対応方法2：見積り徴収をおこない、歩掛を設定している場合

##### ➤ 調査方法

- ・地方公共団体から直接、施工会社へ見積りを依頼している。
- ・外部委託先から、施工会社を選定して見積りを徴収している。

##### ➤ サンプル数

- ・3～10社以上を原則とする例が多い。
- ・サンプル数に関して内規を整備した。
- ・見積りを徴収する工種が業務価格の大半を占める場合は、サンプル数を増やしている。
- ・特殊な工法の場合は、施工可能な会社が限られるため、その条件下で見積りを徴収する。

##### ➤ 見積り依頼先の選定方法

- ・地方公共団体が施工可能と判断した会社を選定している。
- ・外部委託先が施工実績のある会社を選定している。

#### (参考) 見積り徴収に関する内規の例

独自の歩掛を見積り徴収によって設定する地方公共団体の中には、運用に関する内規を定めている場合がある。参考となる内容を以下に記載する。

- 見積りは原則、3者以上から徴収する。ただし、見積りを提出可能な者が限定されている等、3者以上からの徴収が困難な場合はこの限りではない。
- 見積り徴収先は、テクリス・コリンズによる業務・工事实績等を勘案して選定する。
- 見積り徴収時は、提出される見積りが同じ条件、同じ仕様のもとで作成されるよう、条件や仕様等（例：施工形態、品質、数量、期間及び場所）を詳細に記載する。
- 歩掛は見積り書単位で比較するものとし、徴収した見積りを作業区分別に集計したものは採用しない。
- 見積りを3者以上から徴収した場合、全ての見積りの平均値に対し30%以上の差がある見積りは異常値として排除し、残った見積りの平均値の直近下位の歩掛を採用する。
- 見積りを2者から徴収する場合、両者の見積りの平均値を採用する。
- 上記の方法で採用した歩掛について、所属長が適正でないと判断した場合は、特別調査の実施について別途協議する。

#### ○課題4：国庫補助事業における会計検査院からの指摘を懸念

設定した独自の歩掛を国庫補助事業において適用することに関し、会計検査院からの指摘を懸念する地方公共団体が多い点について、設定済の各団体で同様の懸念は挙げられなかった。

施工現場の実態に合うよう、調査を実施した上で独自の歩掛を設定していることから、むしろ独自歩掛は標準歩掛よりも適正さが担保されていると考える団体が多い。

#### <対応方法の一例>

- 一度設定した歩掛の妥当性を担保するため、更新のルールを定めている。(課題6参照)
- 複数社から徴収した見積りについて、平均から20~30%以上の差があれば異常値と判断する。異常値が出た場合は条件確認や修正依頼を行う。見積り結果に妥当性が認められた場合、または再提出によって異常値でなくなった場合はサンプルから除外しない。
- 庁内の財務部局との調整は、基本的に実施していない。財務部局は工事発注や積算に詳しくなく、妥当性の確認が困難なためである。

## ○課題5：独自の歩掛を設定する際の根拠が不明

独自の歩掛の根拠が不明の場合には、施工現場の実態との乖離が生じて、現場からの問題提起がない限り乖離を認識できない。

歩掛の設定・更新の方法に関してルールを定め、根拠を明確にすることは、設定後の運用においても有効だと考える団体が多い。

### <対応方法の一例>

- 歩掛の設定根拠は、見積り結果に基づくものであり、一般的な公示価格の採用基準に準じている。施工実態調査は実施していないが、見積りによる根拠を明確にしている。
- 見積りの取得結果をもとに、あらゆる現場で適用できるか業界団体と調整している。
- 過去から継続して使用してきた根拠不明の歩掛については、実態との乖離が生じた場合に見直せるようにしている。単価調査の委託先に、有償で歩掛の見積りも行ってもらえるよう契約している。

## ○課題6：更新のあり方が不明

独自の歩掛を設定済の地方公共団体においても、更新や見直しを行っていない事例が散見され、課題1の通り、独自の歩掛を設定・運用する際のポイントとなっている。

独自の歩掛設定後の施工実態の変化も考慮し、定期的に歩掛の更新・見直しを行うようルールを定めることが有効と考える団体が多い。

### <対応方法の一例>

- 年次で歩掛を見直している。
- 関係団体等から依頼があれば歩掛を見直している。
- 新規に設定した歩掛について、有効期限を1年とする。1年経過後に見積りを徴収して経年の変動がないことが確認できれば、以後の有効期限を5年とし、5年経過後に再度見直しを行う。これらの内容を、内規で定めている。
- 地域特有の設備に関する歩掛は概ね5年ごとに特別調査を実施し、更新している。
- 設定から10年以上経過した歩掛を見直したことがある。さらに10年経過した現在、再々調査について検討を進めている。
- 独自の歩掛のうち実態に合わなくなったものを削除する場合もある。
- 独自の市場単価については、単価の定期改定の際に、見積りを徴収している。参照している団体の標準積算基準に改定があれば、合わせて更新している。
- 主担部署や関係部署、所要期間、段取りなどについて、初回設定時からの変更は無い。

(参考) 見直し・更新に関する内規の例

独自の歩掛を設定する地方公共団体の中には、見直し・更新時の運用に関する内規を定めている場合がある。参考となる内容を以下に記載する。

本県で定めた歩掛は、次の各号に掲げる区分に応じ、有効期限を設定する。

● 定型化している歩掛

有効期限を5年とする。5年経過後は見積りを徴収し、現行の歩掛から乖離が生じている場合には、歩掛を改定する。

● 新たに設定する歩掛

有効期限を1年とする。1年経過後に見積りを徴収し、現行の歩掛との乖離がない場合は、以後「定型化している歩掛」と同様に取り扱う。

### ③ ヒアリング結果の概要

ヒアリングした項目のうち、地方公共団体において特に参考になると考えられるものについて、本項にまとめを掲載する。なお、「4. (1) 地方公共団体へのヒアリング概要」に記載のヒアリング設問番号も併記する。

#### i) 独自の歩掛を設定する契機となった問題提起元 (ヒアリング設問 2)

##### ○本設問を抜粋した背景

現場実態との乖離について、どこから問題提起が行われるか示すことで、現場の実態に合わせた工事発注を行える体制の整備に役立てたいため。

##### ○まとめ

本庁担当者が独自の歩掛設定について問題提起するケースが最多であった。一方、出先機関や業界団体からの問題提起も少なからずある。(図 11)

既存の歩掛と現場実態との乖離について、発注者側（本庁担当者、出先機関）の担当者が自ら把握しようとしている団体が多いことがうかがえる。また、実際に施工を担当する受注者側の肌感覚も重視している団体が一定数あることがうかがえる。



図 11 問題提起元

#### ii) 独自の歩掛設定時の標準歩掛の準用有無 (ヒアリング設問 3)

##### ○本設問を抜粋した背景

独自の歩掛を設定するにあたり、標準歩掛の準用状況を示すことで、独自の歩掛を設定する際の前提条件に対する理解を深めたいため。

○まとめ

大半のヒアリング先には、標準歩掛を準用せず設定した独自の歩掛がある。(図12)

一般に、独自の歩掛は、適用できる標準歩掛が存在しない、または標準歩掛の適用が適切でない場合に設定されることから、工事を発注する地方公共団体が、施工現場の実態を反映できる歩掛を任意の手法で設定することができる。

なお、標準歩掛を準用するケースとして多く見られたのは、標準歩掛との仕様の差が軽微、すなわち使用機械や資材が異なるものの、歩掛の差異が生じにくい工事に適用するものであった。



図12 標準歩掛の準用

iii) 独自の歩掛の設定基準 (ヒアリング設問7)

○本設問を抜粋した背景

独自の歩掛の設定基準が複数あり、施工現場の実態を反映可能な手法を各地方公共団体において選択できることを示すことで、独自の歩掛を設定する際の前提条件に対する理解を深めたいため。

○まとめ

歩掛の設定基準で最も多いのは、団体直轄の見積り調査である。(図13)

見積り徴収を行う場合、前述の通り、サンプル数や異常値の取り扱い等についてルールを定める場合が見られる。

また、施工実態調査は現場実態を反映した調査手法であるといえる一方、サンプル数の確保等の懸念から見積り徴収を選択している地方公共団体もある。



図13 歩掛の設定基準

v) 独自の歩掛設定時の庁内での調整有無 (ヒアリング設問8)

○本設問を抜粋した背景

独自の歩掛設定にあたって、庁内でどのように合意形成を図るべきか示すことで、独自の歩掛を設定する際の業務の流れに対する理解を深めたいため。

○まとめ

独自の歩掛を設定する際、決裁が所管部署内のみで、関係部署等との調整を行わない場合が最も多い。(図14)

施工現場の実態を把握しやすい部署が歩掛を所管することが望ましいと考える地方公共団体が多いことがうかがえる。なお、関係部署との調整については、積算基準書の所管部署と、予算執行を行う部署が異なる場合に行われる例が多く見られた。



図14 歩掛の設定基準

v) 独自の歩掛設定時の庁外との調整有無 (ヒアリング設問9)

○本設問を抜粋した背景

独自の歩掛設定にあたって、庁外の関係先とどのように合意形成を図るべきか示すことで、独自の歩掛を設定する際の業務の流れに対する理解を深めたいため。

○まとめ

独自の歩掛を設定する際、庁外の関係先との調整を実施しない場合が最も多い。(図15)

施工現場の実態と歩掛の乖離について業界団体等から問題提起が行われた地方公共団体においても、歩掛設定時の調整は必ずしも行われていない。



図15 庁外との調整

vi) 独自の歩掛の見直し有無 (ヒアリング設問10)

○本設問を抜粋した背景

独自の歩掛を設定した後の運用に関して実態を示すことで、持続可能な運用に役立てたいため。

○まとめ

独自の歩掛を設定している地方公共団体のほとんどが、歩掛設定後に見直しを行っている。さらに、見直しが定期的なものか、必要に応じて実施したものか比較すると、前者の方が多い状況である。(図16)

定期的に見直しを実施している団体は、毎年の積算基準更新に合わせて見直す場合と、数年おきに見直す場合(概ね5年を目安とする場合が多い)が見られる。

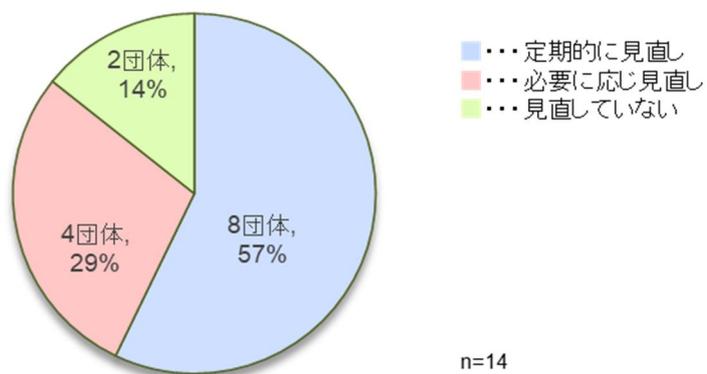


図16 歩掛の見直し有無

#### ④ 地方公共団体の取組内容まとめ

独自歩掛の設定事例をまとめると、以下の通りである。

##### i) 独自歩掛の設定方法

###### ○実務の流れ

独自の歩掛を設定する際の大まかな流れは各団体共通している。また、独自歩掛の設定後、見直し・更新に関する運用ルールを定めることが有効である。

<流れの一例>

①発注部門等のニーズ受付⇒②調査⇒③所管部門内決裁⇒④基準書改定・積算システム更新⇒⑤公表

###### ○調査方法

調査方法は大きく、施工実態調査と見積り徴収の2つがとられていた。歩掛の調査方法として施工実態調査の実施が有効ととらえる地方公共団体が目立つ一方で、施工実態調査よりも見積り徴収を採用する団体が多い。

また、調査の実施可能性や予算を含め、各団体が個々の事情に合う手法を選択している。

###### ○所要期間

独自の歩掛設定にあたり、施工実態調査もしくは見積り徴収いずれの方法で調査するかによって所要期間が異なるため、歩掛の設定目的を考慮し、所要期間を見積もっている。

<所要期間の一例>

施工実態調査	: 半年～2年
見積り徴収	: 1～3か月

##### ii) 独自歩掛の根拠の明確化と更新時期

###### ○設定した歩掛の更新

独自歩掛設定後の施工実態の変化も考慮し、定期的に歩掛の更新・見直しを行うようルールを定めることが有効と考える団体が多い。

<更新期間の一例>

毎年見直す場合、概ね5年おきに見直す場合などが見られる。

###### ○設定時の根拠の明確化

歩掛の設定・更新の方法に関してルールを定め、根拠を明確にすることは、設定後の運用においても有効だと考える団体が多い。独自歩掛の根拠が不明の場合には、施工現

場の実態との乖離が生じても、現場からの問題提起がない限り乖離を認識できないため、あらかじめ更新時期を定めることが必要である。

なお、独自歩掛を設定しない地方公共団体の懸念事項として、会計検査院からの指摘があるとの声もあったが、独自歩掛を設定した地方公共団体からは同様の懸念は挙げられなかった。また、独自歩掛は、施工現場の実態に合うよう調査を実施した上で設定・更新しているため、標準歩掛よりも地域条件が反映されているとの声が多く挙げられた。

## 5. (参考) 独自の歩掛の設定事例

### (1) 独自の歩掛設定事例の全体像

今回実施した地方公共団体へのヒアリングについて、個別の内容を紹介する。なお、ヒアリング対象の地方公共団体において設定している工種の全体像を以下に示す（表1）。

※各団体の工種について、土木工事標準積算基準書の記載工種とは表記や対象、条件が異なる場合がある。

表1：ヒアリング先で独自の歩掛を設定している工種の全体像

工種	種別	設定している地方公共団体
<b>総則</b>		
共通仮設費	運搬費	J, M
共通仮設費	準備費	B, C, J
共通仮設費	現場環境改善費	J
共通仮設費	その他	J, K
<b>共通工</b>		
土工	土工	L
土工	路床盛土	N
土工	安定処理工	L
共通工	コンクリートブロック積（張）工	B, I, J, M, N
共通工	芝付工	J
共通工	斜面安定工	F
共通工	法面工	J
共通工	排水構造物工	A, G, I, J, K
共通工	場所打杭工	F
共通工	場所打擁壁工	B
共通工	目地・止水板設置工	J
共通工	構造物とりこわし工	K
コンクリート工	コンクリート工	K, L
コンクリート工	残存型枠工	N
コンクリート工	張コンクリート工	L
仮設工	仮設防護柵工	J
仮設工	共通仮設	D
仮設工	鋼矢板（H形鋼）	J
仮設工	土留・仮締切工	J
仮設工	落石防止施設	B
仮設工	大型土のう工	B
仮設工	その他	K
<b>河川</b>		
河川維持工	伐木除根工	J
河川維持工	粗朶沈床工	J
河川維持工	その他	J
砂防工	コンクリート工	A
地すべり防止工	地すべり防止工	A, J
<b>道路</b>		
舗装工	路盤工	C, J, K, N
舗装工	アスファルト舗装工	N
舗装工	区画線工	G, M
舗装工	その他	I, L
付属施設	防護柵設置工	B, J, G, M
付属施設	道路付属物設置工	C

付属施設	階段工	J
付属施設	境界工	L
付属施設	道路標識設置工	L
付属施設	その他	J
道路維持修繕工	路面切削工	D
道路維持修繕工	舗装版切断工	C, J
道路維持修繕工	アスファルト舗装維持工	J
道路維持修繕工	舗装版クラック補修工	C
道路維持修繕工	橋梁補修工	A
道路維持修繕工	落橋防止装置工	E
道路維持修繕工	道路清掃工	L
道路維持修繕工	欠損部補修工	A
共同溝工	共同溝工	N
共同溝工	掘削工	J
共同溝工	埋戻し工	J
共同溝工	電線共同溝工	A
トンネル工	トンネル工 (NATM)	J
道路除雪工	道路除雪工	H
橋梁工	鋼橋製作工	J
<b>公園</b>		
公園植栽工	公園植栽工	J
<b>その他 (建築)</b>		
建築工事	新営工事	K
建築工事	改修工事	K
電気設備工事	新営工事	K
電気設備工事	改修工事	K
機械設備工事	新営工事	K
機械設備工事	改修工事	K
<b>その他 (水道)</b>		
浄水場	弁室清掃	K
浄水場	浄水発生土場内運搬	K
浄水場	弁類分解修繕工事	K
浄水場	ろ過池等ろ材更生工事	K
浄水場	ろ過池管理工	K
浄水場	ろ過池等防水防食塗装工事	K

## (2) A 地方公共団体

### ○独自の歩掛を設定している工種

- ・ 共通工（排水構造物工）
- ・ 砂防工（コンクリート工）
- ・ 地すべり防止工（地すべり防止工）
- ・ 道路維持修繕工（欠損部補修工、橋梁補修工）
- ・ 共同溝工（電線共同溝工）

### ○設問に対する回答

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
1	<p><b>独自の歩掛の設定時期</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定時期はいつか。また、標準歩掛にない歩掛の工種や資材について歩掛設定の要望があった場合、どのように対応しているか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂防工、地すべり防止工、道路維持修繕工は平成 16 年に設定した。</li> <li>・ <u>標準歩掛にない工種に対しては、頻繁に使用する工種などで事業課や出先機関から要望が出ることがあり、担当する事業課と相談のうえ独自の歩掛の作成有無を判断している。</u></li> </ul>
2	<p><b>問題の提起元</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を設定する契機として、どのような方から、どのような場で問題提起が行われたか。（出先機関から意見交換会で、など）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出先機関との意見交換や事業担当課からの要望が契機となったケースがある。</li> </ul>
3	<p><b>標準歩掛の準用有無</b></p> <p>【設問】 貴団体に設定している独自の歩掛は、標準歩掛を準用したものか。 また、標準歩掛とどのような点で異なるか。（工種、工事規模、気象条件など）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 地方公共団体の独自の歩掛は、<u>標準歩掛を準用したものではなく、国の基準にない工種を対象としている。</u></li> <li>・ 設定の目的は、<u>団体内で頻繁に使用される工種に対して統一的な基準を設けることにある。</u></li> </ul>
4	<p><b>予定価格への影響</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛作成の結果、予定価格作成にはどのような影響があったか。（上振れもしくは下振れ）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独自の歩掛は、国の基準が存在しない工種に対して設定されているため、予定価格との直接的な比較が困難である。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した際の流れについて</b>	
5	<p><b>設定に携わった部署</b>  <b>【設問】</b>            主担部署および関係部署はどこか。  <b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各事業課が歩掛を設定し、企画系の部署がとりまとめて発行している。</li> </ul>
6	<p><b>設定の段取り</b>  <b>【設問】</b>            独自の歩掛の設定に着手してから完了するまでの段取り（工程および各工程の所要期間）はどうなっているか。  <b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独自の歩掛の設定は、各事業課が見積りを集め、課内で大筋を決定した上で企画系の部署に報告し、企画系の部署が内容を精査した上で、基準に反映する流れである。</li> <li>見積りは原則7者以上から取得することとしており、妥当性を担保するための工程である。</li> <li>独自の歩掛設定までの所要期間は、工種によっても異なるが、概ね2～3か月程度である。</li> </ul>
7	<p><b>歩掛の設定基準</b>  <b>【設問】</b>            独自の歩掛の数値をどのような基準で設定したか。（直轄もしくは業務発注による施工実態調査、複数社から徴収した見積り結果からの判断など）  <b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工実態調査による設定は行っておらず、複数社から徴収した見積り結果をもとに歩掛を設定している。</li> </ul>
8	<p><b>庁内での調整</b>  <b>【設問】</b>            独自の歩掛の設定にあたり、財務部局や出先機関など庁内で調整を行ったか。行った場合、実施回数や主要論点はどうだったか。  <b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁内での調整は、部内（企画系の部署・事業系の部署）で完結しており、財政課との協議は行っていない。</li> </ul>
9	<p><b>庁外との調整</b>  <b>【設問】</b>            独自の歩掛の設定にあたり、庁外の機関（国土交通省、業界団体など）と、協議等を行ったか。行った場合、実施先や実施回数、確認内容、実施先の選定理由はどうか。  <b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国や業界団体との協議や調整は実施していない。</li> <li>業界団体からは建設業協会各支部との年1回の意見交換会を通じて、施工規模の違いや施工手法に関する意見が寄せられることがある。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
10	<p><b>歩掛設定後の更新の状況</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛について、設定後に更新を行っているか。更新している場合、更新頻度や更新の手順はどうなっているか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規に設定した歩掛は有効期限を1年としている。</li> <li>・ 1年経過後に見積りを徴収して経年の変動がないことが確認できれば、以後の有効期限を5年とし、5年経過後に再度見直しを行う。</li> <li>・ また、更新の手順に関し、<u>原則7社以上からの見積りをもとに妥当性を確認する体制を整備している。</u></li> <li>・ これらの内容は令和6年に作成した<u>内規で明文化している。</u></li> </ul>
11	<p><b>歩掛の更新方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を更新している場合、主担部署や関係部署、所要期間、段取りなどについて初回設定時からの変更はあるか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独自の歩掛の更新に関しては、<u>初回設定時からの段取りに変更はない。</u></li> </ul>
12	<p><b>市町村への歩掛の展開方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を市町村へ展開しているか。展開している場合、市町村が基本的に準用しているのか、それとも参照できるとどまるのか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>自団体と、自団体内の市町村が共同利用しているシステムでの通知・電子データの掲載、印刷製本をした標準歩掛（独自歩掛の内容含む）の頒布を行っている。</u></li> <li>・ <u>自団体内の全市町村が準用している。</u></li> </ul>

### (3) B 地方公共団体

#### ○独自の歩掛を設定している工種

- ・ 共通仮設費（準備費）
- ・ 共通工（コンクリートブロック積（張）工、場所打擁壁工）
- ・ 仮設工（大型土のう工、落石防止施設）
- ・ 付属施設（防護柵設置工）

#### ○設問に対する回答

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
1	<p><b>独自の歩掛の設定時期</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定時期はいつか。また、標準歩掛にない歩掛の工種や資材について歩掛設定の要望があった場合、どのように対応しているか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて施工実態調査を実施し、可能なものについて独自の歩掛を設定している。</li> </ul>
2	<p><b>問題の提起元</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を設定する契機として、どのような方から、どのような場で問題提起が行われたか。（出先機関から意見交換会で、など）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系の部署、出先機関から要望があった。</li> <li>・ 業界団体からも現場との積算の乖離が指摘され、問題提起されることがある。</li> </ul>
3	<p><b>標準歩掛の準用有無</b></p> <p>【設問】 貴団体に設定している独自の歩掛は、標準歩掛を準用したものか。また、標準歩掛とどのような点で異なるか。（工種、工事規模、気象条件など）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新規に歩掛を設定している。</u></li> </ul>
4	<p><b>予定価格への影響</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛作成の結果、予定価格作成にはどのような影響があったか。（上振れもしくは下振れ）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 把握していない。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した際の流れについて</b>	
5	<p><b>設定に携わった部署</b></p> <p>【設問】            主担部署および関係部署はどこか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主担部署は企画系の部署。積算基準を所管している。</li> <li>・ 関係部署は事業系の各部署である。</li> </ul>
6	<p><b>設定の段取り</b></p> <p>【設問】            独自の歩掛の設定に着手してから完了するまでの段取り（工程および各工程の所要期間）はどうなっているか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査業務発注から公表まで、約1年を要する。</li> <li>・ 工程別の所要期間について、調査業務発注が1ヶ月、調査計画・対象選定が1ヶ月、調査実施・集計が2ヶ月、調査結果の取りまとめ・団体内協議が1ヶ月ほど。</li> <li>・ 積算基準の定例改定に合わせて策定（改定）。</li> </ul>
7	<p><b>歩掛の設定基準</b></p> <p>【設問】            独自の歩掛の数値をどのような基準で設定したか。（直轄もしくは業務発注による施工実態調査、複数社から徴収した見積り結果からの判断など）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべて施工実態調査に基づく。</li> <li>・ 調査のサンプルは過去5年間程度の工事・業務から選定している。</li> </ul>
8	<p><b>庁内での調整</b></p> <p>【設問】            独自の歩掛の設定にあたり、財務部局や出先機関など庁内で調整を行ったか。行った場合、実施回数や主要論点はどうだったか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企画系の部署と関係部署とで調整している。</li> <li>・ 財務部局とは特に調整していない。</li> </ul>
9	<p><b>庁外との調整</b></p> <p>【設問】            独自の歩掛の設定にあたり、庁外の機関（国土交通省、業界団体など）と、協議等を行ったか。行った場合、実施先や実施回数、確認内容、実施先の選定理由はどうか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施していない。</li> </ul>
10	<p><b>歩掛設定後の更新の状況</b></p> <p>【設問】            独自の歩掛について、設定後に更新を行っているか。更新している場合、更新頻度や更新の手順はどうなっているか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概ね5年に1度、更新を実施している。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
11	<p><b>歩掛の更新方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を更新している場合、主担部署や関係部署、所要期間、段取りなどについて初回設定時からの変更はあるか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>初回設定時からの変更はない。</u></li> <li>・ <u>調査業務の発注、調査、協議、策定（改定）の流れを踏襲している。</u></li> </ul>
12	<p><b>市町村への歩掛の展開方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を市町村へ展開しているか。展開している場合、市町村が基本的に準用しているのか、それとも参照できるとどまるのか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>市町村にはメールで参考送付している。</u></li> <li>・ <u>市町村における歩掛の準用状況については把握していない。</u></li> </ul>

(4) C 地方公共団体

○独自の歩掛を設定している工種

C①)

- ・ 共通仮設費（準備費）
- ・ 道路維持修繕工（舗装版切断工）

C②)

- ・ 舗装工（路盤工）
- ・ 付属施設（道路付属物設置工）
- ・ 道路維持修繕工（舗装版クラック補修工）

○設問に対する回答

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
1	<p><b>独自の歩掛の設定時期</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定時期はいつか。また、標準歩掛にない歩掛の工種や資材について歩掛設定の要望があった場合、どのように対応しているか。</p> <p>【回答】 C①) ・ 平成 28 年度頃から平成 30 年度にかけて様々である。</p> <p>C②) ・ 平成 17 年度頃から平成 23 年度にかけて様々である。歩掛設定の要望は特にない。</p>
2	<p><b>問題の提起元</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を設定する契機として、どのような方から、どのような場で問題提起が行われたか。（出先機関から意見交換会で、など）</p> <p>【回答】 C①) ・ 出先機関、業界からの要望があった。</p> <p>C②) ・ <u>コスト縮減</u>を目的として設定された歩掛がある。</p>
3	<p><b>標準歩掛の準用有無</b></p> <p>【設問】 貴団体に設定している独自の歩掛は、標準歩掛を準用したものか。 また、標準歩掛とどのような点で異なるか。（工種、工事規模、気象条件など）</p> <p>【回答】 C①・②) ・ 特に準用していない、または不明である。</p>

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
4	<p><b>予定価格への影響</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛作成の結果、予定価格作成にはどのような影響があったか。（上振れもしくはは下振れ）</p> <p>【回答】 C①・②） ・ 特になし、または不明である。</p>
<b>独自の歩掛を設定した際の流れについて</b>	
5	<p><b>設定に携わった部署</b></p> <p>【設問】 主担部署および関係部署はどこか。</p> <p>【回答】 C① ・ 企画系の部署が主担部署である。 C② ・ 事業系の部署が主担部署である。</p>
6	<p><b>設定の段取り</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定に着手してから完了するまでの段取り（工程および各工程の所要期間）はどうなっているか。</p> <p>【回答】 C①） ・ 施工実態調査を実施した。 ・ 3か月～半年程度で設定した歩掛がある。 C②） ・ <u>一部の歩掛については、外部委託の上、複数の施工会社から見積り徴収する特別調査を実施している。</u> ・ 見積りを精査した上、歩掛を設定する流れである。</p>
7	<p><b>歩掛の設定基準</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の数値をどのような基準で設定したか。（直轄もしくは業務発注による施工実態調査、複数社から徴収した見積り結果からの判断など）</p> <p>【回答】 C①） ・ 施工実態調査結果や他県の運用を参考にして設定した。 C②） ・ <u>一部の歩掛については、外部委託先が施工会社から見積り徴収し、異常値を除外した上で設定した。</u></p>

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
8	<p><b>庁内での調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、財務部局や出先機関など庁内で調整を行ったか。行った場合、実施回数や主要論点はどうだったか。</p> <p>【回答】 C①・②) ・ 庁内での調整は特に行っていない。担当課内で完結している。</p>
9	<p><b>庁外との調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、庁外の機関（国土交通省、業界団体など）と、協議等を行ったか。行った場合、実施先や実施回数、確認内容、実施先の選定理由はどうか。</p> <p>【回答】 C①・②) ・ 行っていない。</p>
10	<p><b>歩掛設定後の更新の状況</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛について、設定後に更新を行っているか。更新している場合、更新頻度や更新の手順はどうなっているか。</p> <p>【回答】 C①) ・ 更新は行っていない。 C②) ・ <u>一部の歩掛については、概ね5年ごとに特別調査を実施して更新している。</u></p>
11	<p><b>歩掛の更新方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を更新している場合、主担部署や関係部署、所要期間、段取りなどについて初回設定時からの変更はあるか。</p> <p>【回答】 C①) ・ 更新実績がないため、該当なし。 C②) ・ 変更はない。更新自体が困難な場合もある。</p>
12	<p><b>市町村への歩掛の展開方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を市町村へ展開しているか。展開している場合、市町村が基本的に準用しているのか、それとも参照できるにとどまるのか。</p> <p>【回答】 主担部署①・②) ・ <u>運用内容の参考送付および積算システムのデータを提供する等により市町村に展開している。活用状況は把握していない。</u></p>

(5) D 地方公共団体

○独自の歩掛を設定している工種

D①)

- ・ 道路維持修繕工（路面切削工）

D②)

- ・ 仮設工（共通仮設） など

○設問に対する回答

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
1	<p><b>独自の歩掛の設定時期</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定時期はいつか。また、標準歩掛にない歩掛の工種や資材について歩掛設定の要望があった場合、どのように対応しているか。</p> <p>【回答】</p> <p>D①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独自の歩掛の設定時期は不明である。平成8年度版の積算基準書までは掲載が確認できたが、それ以前は記録が残っていない。</li> <li>・ 歩掛設定の要望があった場合は、部内の委員会で諮るよう促している。<u>出先機関、本庁内から要望が寄せられ、毎年1~2件ほど改正・新設に至る（改正が多い）。</u></li> </ul> <p>D②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正確な時期は不明。古いものは40年ほど前に設定したと思われる。</li> <li>・ 歩掛設定の要望があった場合、<u>よく使う仕様のもは積算担当で歩掛を作成している。</u></li> </ul>
2	<p><b>問題の提起元</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を設定する契機として、どのような方から、どのような場で問題提起が行われたか。（出先機関から意見交換会で、など）</p> <p>【回答】</p> <p>D①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて、庁内担当者から主担部署へ問題提起が行われている。</li> </ul> <p>D②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内の職員（積算担当者と設計担当者）がよく使う単価について打合せを行う。</li> <li>・ 施工会社と意見交換はしていない。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
3	<p><b>標準歩掛の準用有無</b></p> <p>【設問】 貴団体が設定している独自の歩掛は、標準歩掛を準用したものか。 また、標準歩掛とどのような点で異なるか。(工種、工事規模、気象条件など)</p> <p>【回答】 D①)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準歩掛は準用していない。</li> <li>・ 路面切削の手法について、標準歩掛では道路幅 4～5m を大型機械で切削するところ、独自の歩掛では排水性舗装施工時に路肩部分約 30cm 幅を小型機械で切削する。</li> <li>・ 切削の深さも標準歩掛より浅い。</li> </ul> D②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部は標準歩掛を準用している。一例として、仮囲いなど材料を府でよく使うものに入れ替えて、労務費を標準歩掛の準用としている。</li> </ul> </p>
4	<p><b>予定価格への影響</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛作成の結果、予定価格作成にはどのような影響があったか。(上振れもしくは下振れ)</p> <p>【回答】 D①)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に影響は生じていない。</li> </ul> D②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩掛の作成が 30～40 年ほど前であり、影響は不明である。</li> </ul> </p>
<b>独自の歩掛を設定した際の流れについて</b>	
5	<p><b>設定に携わった部署</b></p> <p>【設問】 主担部署および関係部署はどこか。</p> <p>【回答】 D①)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主担部署は企画系の部署、関係部署は事業系の部署である。</li> </ul> D②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主担部署は事業系の部署である。</li> </ul> </p>

設問 No.	設問および回答の内容
6	<p><b>設定の段取り</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定に着手してから完了するまでの段取り（工程および各工程の所要期間）はどうなっているか。</p> <p>【回答】</p> <p>D①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工可能な会社 3 社以上から徴収した見積り結果をもとに、異常値を除く平均直下の見積りを採用している。審査会を含め、1 か月で実施している。</li> <li>・ 内部委員会にて 1 か月で審議、成案している。</li> <li>・ 年次の定例改定に合わせて、土木積算基準書に掲載している。</li> <li>・ 妥当性を検証するため、一定の期間や案件数を条件設定のうえ、発注機関において歩掛実態調査を実施。</li> </ul> <p>D②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初の工程は不明である。</li> <li>・ 昨今は既にある歩掛の見直しが主である。D①と異なり、審査会での議論は行わない。</li> <li>・ 資材等については、団体でよく使うものに差し替えている。</li> <li>・ 労務費は、国土交通省の標準歩掛やその他協議会歩掛等を参照している。</li> </ul>
7	<p><b>歩掛の設定基準</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の数値をどのような基準で設定したか。（直轄もしくは業務発注による施工実態調査、複数社から徴収した見積り結果からの判断など）</p> <p>【回答】</p> <p>D①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工可能な会社 3 社以上から見積りを徴収し、審査会で確認する。</li> <li>・ <u>異常値については定量的な判断基準はなく、明らかに不自然な場合はヒアリングを行い、認識の相違があれば再提出を求める。多少の差であれば比較対象として扱う。</u></li> </ul> <p>D②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外構や共通仮設について、団体独自仕様の図面から資材数量を拾って設定する。</li> <li>・ 団体独自の仕様は、国土交通省の標準積算基準書における仕様をもとにしている。</li> </ul>
8	<p><b>庁内での調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、財務部局や出先機関など庁内で調整を行ったか。行った場合、実施回数や主要論点はどうかだったか。</p> <p>【回答】</p> <p>D①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主担部署及び関係部署で構成された内部委員会にて、最低 1 回審議している。</li> <li>・ 主要論点は、汎用性があるか、設定方法に正当性や公平性は保たれているか等である。</li> </ul> <p>D②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内の調整は実施していない。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
9	<p><b>庁外との調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、庁外の機関（国土交通省、業界団体など）と、協議等を行ったか。行った場合、実施先や実施回数、確認内容、実施先の選定理由はどうか。</p> <p>【回答】 D①・②) ・ 庁外との調整は実施していない。</p>
10	<p><b>歩掛設定後の更新の状況</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛について、設定後に更新を行っているか。更新している場合、更新頻度や更新の手順はどうなっているか。</p> <p>【回答】 D①) ・ 歩掛が施工実態と異なると判断され、見直しが必要となった場合に更新している。 ・ 更新手順は設問6の回答と同じ手順である。</p> <p>D②) ・ <u>年次で歩掛を見直している。</u></p>
11	<p><b>歩掛の更新方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を更新している場合、主担部署や関係部署、所要期間、段取りなどについて初回設定時からの変更はあるか。</p> <p>【回答】 D①) ・ 変更はない。</p> <p>D②) ・ 初回設定時の経緯が不明のため、変更の有無の判断が難しい。 ・ 更新にあたっては、主担部署で単価の入替や、参照元の文献の歩掛のチェックを行っている。</p>
12	<p><b>市町村への歩掛の展開方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を市町村へ展開しているか。展開している場合、市町村が基本的に準用しているのか、それとも参照できるとどまるのか。</p> <p>【回答】 D①) ・ <u>メールで参考送付している。</u></p> <p>D②) ・ 市町村には展開していない。</p>

(6) E 地方公共団体

○独自の歩掛を設定している工種

- ・ 道路維持修繕工（落橋防止装置工）

○設問に対する回答

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
1	<p><b>独自の歩掛の設定時期</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定時期はいつか。また、標準歩掛にない歩掛の工種や資材について歩掛設定の要望があった場合、どのように対応しているか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年に設定した。</li> <li>・ 標準歩掛にない工種や資材に関する要望について、必要性があると判断すれば独自の歩掛を設定する。</li> </ul>
2	<p><b>問題の提起元</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を設定する契機として、どのような方から、どのような場で問題提起が行われたか。（出先機関から意見交換会で、など）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出先機関から意見交換会で要望があり、独自歩掛を設定することとなった。</li> </ul>
3	<p><b>標準歩掛の準用有無</b></p> <p>【設問】 貴団体に設定している独自の歩掛は、標準歩掛を準用したものか。 また、標準歩掛とどのような点で異なるか。（工種、工事規模、気象条件など）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省の標準歩掛を準用しつつ、標準歩掛にない工法で、団体に頻繁に使用するものについては、団体独自で見積りを取得して歩掛を設定している。</li> <li>・ 標準歩掛との違いは、適用範囲の違いである。</li> </ul>
4	<p><b>予定価格への影響</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛作成の結果、予定価格作成にはどのような影響があったか。（上振れもしくは下振れ）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較していないため、不明である。</li> </ul>
<b>独自の歩掛を設定した際の流れについて</b>	
5	<p><b>設定に携わった部署</b></p> <p>【設問】 主担部署および関係部署はどこか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系の部署が主担部署である。</li> <li>・ 通知を行う企画系の部署が関係部署にあたる。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
6	<p><b>設定の段取り</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定に着手してから完了するまでの段取り（工程および各工程の所要期間）はどうか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>見積り取得から歩掛設定までを1か月ほどで実施する。</u></li> <li>・ <u>手続きは事業系の部署内で完結している。</u></li> </ul>
7	<p><b>歩掛の設定基準</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の数値をどのような基準で設定したか。（直轄もしくは業務発注による施工実態調査、複数社から徴収した見積り結果からの判断など）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>原則3社以上から見積りを徴収し、異常値を排除した上で平均値を採用する。</u></li> <li>・ <u>見積りを徴収する工種が業務価格の大半を占める場合は、原則5社以上とする。</u></li> </ul>
8	<p><b>庁内での調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、財務部局や出先機関など庁内で調整を行ったか。行った場合、実施回数や主要論点はどうか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内で他部署との調整は行っていない。積算基準の細部に関する話であり、事業系の部署内で改定手続きが完了する。</li> <li>・ 見積り依頼も事業系の部署内の決裁をもって実施している。</li> <li>・ 現在のやり方で長く継続しており、出先機関から新たな要望は特にない。</li> </ul>
9	<p><b>庁外との調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、庁外の機関（国土交通省、業界団体など）と、協議等を行ったか。行った場合、実施先や実施回数、確認内容、実施先の選定理由はどうか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁外の機関と協議等は行っていない。</li> </ul>
10	<p><b>歩掛設定後の更新の状況</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛について、設定後に更新を行っているか。更新している場合、更新頻度や更新の手順はどうか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>毎年更新しており、見積り徴収により歩掛を設定している。</u></li> </ul>
11	<p><b>歩掛の更新方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を更新している場合、主担部署や関係部署、所要期間、段取りなどについて初回設定時からの変更はあるか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初回設定時から変更はない。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
12	<p><b>市町村への歩掛の展開方法</b></p> <p><b>【設問】</b> 独自の歩掛を市町村へ展開しているか。展開している場合、市町村が基本的に準用しているのか、それとも参照できるとどまるのか。</p> <p><b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 参考送付はしていない。</li><li>・ 本庁や土木事務所での公表としており、市町村は紙面で閲覧することが可能である。</li><li>・ 歩掛を準用または参照しているかは把握していない。</li></ul>

(7) F 地方公共団体

○独自の歩掛を設定している工種

- ・ 共通工（斜面安定工、場所打杭工）
- ・ 地すべり防止工（地すべり防止工）

○設問に対する回答

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
1	<p><b>独自の歩掛の設定時期</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定時期はいつか。また、標準歩掛にない歩掛の工種や資材について歩掛設定の要望があった場合、どのように対応しているか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古いもので昭和 53 年、新しいもので令和 5 年に設定した。</li> <li>・ 標準歩掛にない工種や資材について歩掛設定の要望があれば、比較的前向きに対応してきた。</li> <li>・ 独自の歩掛は、現時点で約 80 種ある。</li> </ul>
2	<p><b>問題の提起元</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を設定する契機として、どのような方から、どのような場で問題提起が行われたか。（出先機関から意見交換会で、など）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的には庁内からの要望が多く、特に出先機関からの提案が多い。</li> <li>・ 業界団体とは年 1～2 回程度の意見交換会を行っており、その場で歩掛や積算に関する話題が出ることもあるが、歩掛設定に直結するものではない。</li> </ul>
3	<p><b>標準歩掛の準用有無</b></p> <p>【設問】 貴団体に設定している独自の歩掛は、標準歩掛を準用したものか。 また、標準歩掛とどのような点で異なるか。（工種、工事規模、気象条件など）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準歩掛にない工種や、標準を超える規模の工事に対応するため独自の歩掛を設定している。</li> <li>・ 特に地すべり工事が多く、杭の長さが標準歩掛の範囲を超える場合があるため、補正係数を設定して対応している。</li> <li>・ 標準歩掛が削除された工種についても、現場実態に合わせて県独自で運用を継続している。</li> </ul>
4	<p><b>予定価格への影響</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛作成の結果、予定価格作成にはどのような影響があったか。（上振れもしくは下振れ）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準歩掛と施工条件が異なるため、比較が難しい状況。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した際の流れについて</b>	
5	<p><b>設定に携わった部署</b>  <b>【設問】</b>            主担部署および関係部署はどこか。  <b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主担部署は企画系の部署である。積算基準を担当している。</li> </ul>
6	<p><b>設定の段取り</b>  <b>【設問】</b>            独自の歩掛の設定に着手してから完了するまでの段取り（工程および各工程の所要期間）はどうか。  <b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工実態調査を実施する場合、2年ほどかけた事例がある。サンプル数確保に時間がかかる。</li> <li>・ 見積りの場合、半年から1年かかる。</li> <li>・ メーカー資料をもとにした設定は、近年あまり実施していないため不明。</li> </ul>
7	<p><b>歩掛の設定基準</b>  <b>【設問】</b>            独自の歩掛の数値をどのような基準で設定したか。（直轄もしくは業務発注による施工実態調査、複数社から徴収した見積り結果からの判断など）  <b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準は、施工実態調査・見積り・メーカー資料の3つである。</li> <li>・ 近年は見積りが中心であり、標準歩掛を超える部分については補正係数を参考にし、相関関係を確認しながら見積りと近似していれば採用している。</li> <li>・ 見積りは3～5社以上を目安に徴収し、<u>30%以上の差があれば異常値と判断する</u>。異常値が出た場合は条件確認や修正依頼を行うが、それでも収まらなければ棄却する。</li> <li>・ 施工実態調査のサンプル数は不明である。</li> </ul>
8	<p><b>庁内での調整</b>  <b>【設問】</b>            独自の歩掛の設定にあたり、財務部局や出先機関など庁内で調整を行ったか。行った場合、実施回数や主要論点はどうだったか。  <b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内での調整は実施していない。</li> <li>・ 出先機関とは毎年の検討会で状況確認や意見交換を行う程度であり、主要論点は現場実態に基づく要望の確認である。</li> <li>・ 歩掛設定の起案は出先機関からでも、手続きは主管部署内で完結している。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
9	<p><b>庁外との調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、庁外の機関（国土交通省、業界団体など）と、協議等を行ったか。行った場合、実施先や実施回数、確認内容、実施先の選定理由はどうか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管省庁との協議は実施していない。</li> <li>・ 過去、地すべり防止工の補正係数設定に際し、<u>業界団体との意見交換を踏まえて対応したことがある。</u></li> <li>・ 業界団体とは年1～2回程度意見交換の機会があり、その中で歩掛や積算に関する話題が出ることもあるが、積算のみを目的とした打ち合わせはない。</li> </ul>
10	<p><b>歩掛設定後の更新の状況</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛について、設定後に更新を行っているか。更新している場合、更新頻度や更新の手順はどうなっているか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明文化された更新基準はない。</li> <li>・ 一部の歩掛については、設定から<u>10年以上経過した平成25～26年に再調査を実施した。</u>その後現在までで10年経過しており、再調査の声が上がっている。</li> <li>・ 他の歩掛について積極的な見直しは行っていないが、出先機関との打ち合わせで問題提起があれば議論することもある。</li> <li>・ 治山林道必携の改定時には新旧対照表を確認している。</li> </ul>
11	<p><b>歩掛の更新方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を更新している場合、主担部署や関係部署、所要期間、段取りなどについて初回設定時からの変更はあるか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更なし。</li> </ul>
12	<p><b>市町村への歩掛の展開方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を市町村へ展開しているか。展開している場合、市町村が基本的に準用しているのか、それとも参照できるとどまるのか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村への展開は行っていない。</li> <li>・ 積算システムも統一されておらず、市町村が準用しているかは不明である。</li> </ul>

(8) G 地方公共団体

○独自の歩掛を設定している工種

- ・ 共通工（排水構造物工）
- ・ 舗装工（区画線工）
- ・ 付属施設（防護柵設置工）

○設問に対する回答

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
1	<b>独自の歩掛の設定時期</b> 【設問】 独自の歩掛の設定時期はいつか。また、標準歩掛にない歩掛の工種や資材について歩掛設定の要望があった場合、どのように対応しているか。 【回答】 ・ 令和2年1月に設定した。
2	<b>問題の提起元</b> 【設問】 独自の歩掛を設定する契機として、どのような方から、どのような場で問題提起が行われたか。（出先機関から意見交換会で、など） 【回答】 ・ 庁内担当者からの問題提起により設定した。 ・ 標準歩掛にない工種は都度の見積り取得によって歩掛を設定するのが原則であるところ、見積りを取得する頻度が高いものについて発注者の負担減を図り、独自の歩掛を設定するに至った。 ・ 道路に関する歩掛が多い点について、特段の理由はない。地域特有の事情があるとは考えておらず、偶然ニーズが集まったに過ぎないと理解している。
3	<b>標準歩掛の準用有無</b> 【設問】 貴団体に設定している独自の歩掛は、標準歩掛を準用したものか。 また、標準歩掛とどのような点で異なるか。（工種、工事規模、気象条件など） 【回答】 ・ 標準歩掛とは工種が異なるため、準用できる標準歩掛がない。
4	<b>予定価格への影響</b> 【設問】 独自の歩掛作成の結果、予定価格作成にはどのような影響があったか。（上振れもしくは下振れ） 【回答】 ・ 標準歩掛との比較は行っていない。

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した際の流れについて</b>	
5	<b>設定に携わった部署</b> <b>【設問】</b> 主担部署および関係部署はどこか。 <b>【回答】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主担部署は企画系の部署である。積算基準を担当している。</li> </ul>
6	<b>設定の段取り</b> <b>【設問】</b> 独自の歩掛の設定に着手してから完了するまでの段取り（工程および各工程の所要期間）はどうなっているか。 <b>【回答】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約半年かけて業界団体との調整、見積り取得、集計、掲載作業を実施した。</li> <li>・ 資材単価関係書類（毎月更新）の中で独自の歩掛を掲載している。</li> </ul>
7	<b>歩掛の設定基準</b> <b>【設問】</b> 独自の歩掛の数値をどのような基準で設定したか。（直轄もしくは業務発注による施工実態調査、複数社から徴収した見積り結果からの判断など） <b>【回答】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県直轄で見積りを 10 社取得している。<u>業界団体の支部が 10 あり、各支部の支部長が見積りを提出する。</u></li> <li>・ <u>平均から上下 20%以上の差があれば、除外または再提出</u>としている。明文化されたルールは存在しない。</li> </ul>
8	<b>庁内での調整</b> <b>【設問】</b> 独自の歩掛の設定にあたり、財務部局や出先機関など庁内で調整を行ったか。行った場合、実施回数や主要論点はどうだったか。 <b>【回答】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内では調整していない。主担部署内で手続きが完結する。</li> </ul>
9	<b>庁外との調整</b> <b>【設問】</b> 独自の歩掛の設定にあたり、庁外の機関（国土交通省、業界団体など）と、協議等を行ったか。行った場合、実施先や実施回数、確認内容、実施先の選定理由はどうか。 <b>【回答】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業界団体に毎年、見積りを依頼している。<u>無償</u>で協力いただいている。</li> <li>・ 見積りの取得結果をもとに、あらゆる現場で適用できるか業界団体と調整している。</li> </ul>
10	<b>歩掛設定後の更新の状況</b> <b>【設問】</b> 独自の歩掛について、設定後に更新を行っているか。更新している場合、更新頻度や更新の手順はどうなっているか。 <b>【回答】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年に 1 回、新設時と同様の手続きで更新している。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
11	<p><b>歩掛の更新方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を更新している場合、主担部署や関係部署、所要期間、段取りなどについて初回設定時からの変更はあるか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設時から変更はない。</li> </ul>
12	<p><b>市町村への歩掛の展開方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を市町村へ展開しているか。展開している場合、市町村が基本的に準用しているのか、それとも参照できるとどまるのか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>全市町村にメール送付するとともに、HPでも公表している。</u></li> <li>・ <u>市町村は県と同じ積算システムを利用しているが、準用の状況は不明である。</u></li> </ul>

(9) H 地方公共団体

○独自の歩掛を設定している工種

- ・ 道路除雪工（道路除雪工）

○設問に対する回答

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
1	<p><b>独自の歩掛の設定時期</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定時期はいつか。また、標準歩掛にない歩掛の工種や資材について歩掛設定の要望があった場合、どのように対応しているか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定時期は明確な記録がなく、平成 20 年代頃に設定されたもの、令和に入ってから改定したもの等がある。</li> <li>・ 以前は国土交通省の積算基準書に追記する形であったが、現在は国土交通省の積算基準書と別に共通編、道路編、河川編の県積算基準書を作成している。</li> <li>・ 地方整備局の基準を準用していたが、近年は県の実態に合うよう改定を行っている。</li> </ul>
2	<p><b>問題の提起元</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を設定する契機として、どのような方から、どのような場で問題提起が行われたか。（出先機関から意見交換会で、など）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情を踏まえて、除雪歩掛を設定するよう庁内担当者から問題提起があった。</li> </ul>
3	<p><b>標準歩掛の準用有無</b></p> <p>【設問】 貴団体に設定している独自の歩掛は、標準歩掛を準用したものか。また、標準歩掛とどのような点で異なるか。（工種、工事規模、気象条件など）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省歩掛を基本としつつ、地域の実情を踏まえて適用対象となる機種を追加している。</li> </ul>
4	<p><b>予定価格への影響</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛作成の結果、予定価格作成にはどのような影響があったか。（上振れもしくは下振れ）</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較していない。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した際の流れについて</b>	
5	<p><b>設定に携わった部署</b>  <b>【設問】</b>            主担部署および関係部署はどこか。  <b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主担部署は事業系の部署である。</li> <li>・ 関係部署は、部内委員会（積算基準や建設技術に関する事項を審議）に参画する各課が該当する。</li> </ul>
6	<p><b>設定の段取り</b>  <b>【設問】</b>            独自の歩掛の設定に着手してから完了するまでの段取り（工程および各工程の所要期間）はどうなっているか。  <b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定後、時間が経過しているため、歩掛案作成に要する期間は不明である。</li> <li>・ 歩掛案作成後は部内委員会に諮る。</li> <li>・ 上記委員会は積算基準に限らず、建設技術に関する諸般の基準を取り扱う。実務担当よりは上のレイヤーの職員が参画する。</li> </ul>
7	<p><b>歩掛の設定基準</b>  <b>【設問】</b>            独自の歩掛の数値をどのような基準で設定したか。（直轄もしくは業務発注による施工実態調査、複数社から徴収した見積り結果からの判断など）  <b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不明である。</li> <li>・ 適用対象の除雪機械を拡充し、地方整備局の機械損料等を準用していることから、見積りは徴収していない。</li> </ul>
8	<p><b>庁内での調整</b>  <b>【設問】</b>            独自の歩掛の設定にあたり、財務部局や出先機関など庁内で調整を行ったか。行った場合、実施回数や主要論点はどうだったか。  <b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行っていない。</li> </ul>
9	<p><b>庁外との調整</b>  <b>【設問】</b>            独自の歩掛の設定にあたり、庁外の機関（国土交通省、業界団体など）と、協議等を行ったか。行った場合、実施先や実施回数、確認内容、実施先の選定理由はどうか。  <b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行っていない。</li> </ul>
10	<p><b>歩掛設定後の更新の状況</b>  <b>【設問】</b>            独自の歩掛について、設定後に更新を行っているか。更新している場合、更新頻度や更新の手順はどうなっているか。  <b>【回答】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省の標準積算基準や、諸基準の改定等に合わせて更新している。</li> <li>・ 「諸基準」の具体例として、直近では<u>週休2日</u>などが挙げられる。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
11	<p><b>歩掛の更新方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を更新している場合、主担部署や関係部署、所要期間、段取りなどについて初回設定時からの変更はあるか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新内容によるが、<u>所要期間等は初回設定時と同様</u>である。</li> </ul>
12	<p><b>市町村への歩掛の展開方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を市町村へ展開しているか。展開している場合、市町村が基本的に準用しているのか、それとも参照できるにとどまるのか。</p> <p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独自の歩掛を改定する場合は、団体内市町村へ文書やメールで周知している。</li> <li>・ 積算システムは市町村ごとに異なるため、システム上で参照できるか否かは不明である。</li> <li>・ 活用事例は把握しておらず、地方公共団体から具体的な要望が入ることはない。</li> </ul>

(10) | 地方公共団体

○独自の歩掛を設定している工種

I①)

- ・ 共通工（コンクリートブロック積（張）工）
- ・ 舗装工

I②)

- ・ 共通工（排水構造物工）

○設問に対する回答

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
1	<p><b>独自の歩掛の設定時期</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定時期はいつか。また、標準歩掛にない歩掛の工種や資材について歩掛設定の要望があった場合、どのように対応しているか。</p> <p>【回答】</p> <p>I①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独自の歩掛は平成 18 年頃まで地方整備局が公表していた歩掛を基にしており、正確な時期は不明である。</li> <li>・ 上記以外の歩掛について、新規設定事例はほぼない。</li> <li>・ 歩掛設定の要望があった場合は、事業系の各部署で対応するが、ここ数年は要望自体がほとんどない。</li> <li>・ 標準歩掛で対応できる場合はそれを適用し、対応できない場合は個別見積りで対応するのが基本的なスタンスである。</li> </ul> <p>I②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 24 年と令和 5 年に設定した。</li> <li>・ 歩掛設定の要望は業界団体から寄せられることがあるが、頻度は高くない。見積り徴収や施工実態調査を行い、必要に応じて独自の歩掛を設定する。</li> <li>・ 独自の歩掛の設定は、標準歩掛では対応できない特殊条件（例：標準より深い位置に管渠を埋設する工事）に対応するため。</li> </ul>
2	<p><b>問題の提起元</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を設定する契機として、どのような方から、どのような場で問題提起が行われたか。（出先機関から意見交換会で、など）</p> <p>【回答】</p> <p>I①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不明である。</li> </ul> <p>I②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業界団体から「標準歩掛では実態に合わない」と指摘があったことが契機である。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
3	<p><b>標準歩掛の準用有無</b></p> <p>【設問】 貴団体が設定している独自の歩掛は、標準歩掛を準用したものか。 また、標準歩掛とどのような点で異なるか。(工種、工事規模、気象条件など)</p> <p>【回答】 I①)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省の標準歩掛を準用しているものが多い。</li> <li>・ 積算基準書には平成 18 年以前の地方整備局の歩掛を転用したページがあり、<u>標準歩掛にない考え方や補足事項を追記している点で異なる。</u></li> </ul> I②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準歩掛は準用していない。<u>標準より深い位置へ埋設するため、作業量・機械稼働時間が増える。</u></li> </ul> </p>
4	<p><b>予定価格への影響</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛作成の結果、予定価格作成にはどのような影響があったか。(上振れもしくは下振れ)</p> <p>【回答】 I①・②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較していないため不明である。</li> </ul> </p>
<b>独自の歩掛を設定した際の流れについて</b>	
5	<p><b>設定に携わった部署</b></p> <p>【設問】 主担部署および関係部署はどこか。</p> <p>【回答】 I①)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩掛設定の主担部署は事業系の部署である。</li> <li>・ 関係部署の企画系の部署では、積算基準書の編纂を担当している。</li> </ul> I②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系の部署が主担部署である。</li> </ul> </p>
6	<p><b>設定の段取り</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定に着手してから完了するまでの段取り（工程および各工程の所要期間）はどのようなになっているか。</p> <p>【回答】 I①)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不明である。</li> </ul> I②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会で検討後、幹事会および設計積算委員会に諮る。</li> <li>・ 所要期間は不明である。</li> </ul> </p>

設問 No.	設問および回答の内容
7	<p><b>歩掛の設定基準</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の数値をどのような基準で設定したか。(直轄もしくは業務発注による施工実態調査、複数社から徴収した見積り結果からの判断など)</p> <p>【回答】 I①) ・ 不明である。</p> <p>I②) ・ 施工実態調査と複数社からの見積り徴収を基準とした。 ・ 施工実態調査は、業者へのヒアリング結果をまとめたものである。 ・ 見積りは3社以上から徴収し、<u>平均値から30%以上外れたものは除外する運用</u>としている。 ・ <u>ただし、特殊な工事について歩掛を設定する際は画一的な見積りが得られず、平均化が困難な場合もある。</u></p>
8	<p><b>庁内での調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、財務部局や出先機関など庁内で調整を行ったか。行った場合、実施回数や主要論点はどうか。</p> <p>【回答】 I①) ・ 不明である。</p> <p>I②) ・ 調整は部内や出先機関との間で実施。 ・ 財務部局との調整は行っていない。<u>財務部局は工事発注や積算に詳しくなく、妥当性の確認が困難なためである。</u></p>
9	<p><b>庁外との調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、庁外の機関(国土交通省、業界団体など)と、協議等を行ったか。行った場合、実施先や実施回数、確認内容、実施先の選定理由はどうか。</p> <p>【回答】 I①) ・ 不明である。</p> <p>I②) ・ 実施していない。</p>
10	<p><b>歩掛設定後の更新の状況</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛について、設定後に更新を行っているか。更新している場合、更新頻度や更新の手順はどうなっているか。</p> <p>【回答】 I①) ・ 数値の更新はしていない。 ・ 近年は、<u>独自の歩掛のうち実態に合わなくなったものを削除</u>する場合もある。</p> <p>I②) ・ 更新していない。</p>

設問 No.	設問および回答の内容
11	<p><b>歩掛の更新方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を更新している場合、主担部署や関係部署、所要期間、段取りなどについて初回設定時からの変更はあるか。</p> <p>【回答】 I①・②) ・ 更新していない。</p>
12	<p><b>市町村への歩掛の展開方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を市町村へ展開しているか。展開している場合、市町村が基本的に準用しているのか、それとも参照できるとどまるのか。</p> <p>【回答】 I①) ・ 市町村宛にメールで参考送付している。 ・ 積算基準書はホームページ上でも公開している。</p> <p>I②) ・ 市町村には展開していない。 ・ 独自の歩掛は内部管理用のものであり、非公開としている。</p>

(11) J 地方公共団体

○独自の歩掛を設定している工種

J①)

- ・ 共通仮設費（準備費、現場環境改善費）
- ・ 共通工（コンクリートブロック積（張）工、芝付工、排水構造物工）
- ・ 仮設工（土留・仮締切工、鋼矢板（H形鋼）工）
- ・ 河川維持工
- ・ 道路維持修繕工（アスファルト舗装維持工、舗装版切断工）
- ・ 橋梁工（鋼橋制作工）
- ・ トンネル工（トンネル工（NATM））

J②)

- ・ 共通仮設費（運搬費）
- ・ 共通工（法面工、目地・止水板設置工、排水構造物工）
- ・ 仮設工（仮設防護柵工）
- ・ 河川維持工（伐木除根工、粗朶沈床工）
- ・ 地すべり防止工（地すべり防止工）
- ・ 舗装工（路盤工）
- ・ 共同溝工（掘削工、埋戻し工） 等

○設問に対する回答

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
1	<p><b>独自の歩掛の設定時期</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定時期はいつか。また、標準歩掛にない歩掛の工種や資材について歩掛設定の要望があった場合、どのように対応しているか。</p> <p>【回答】</p> <p>J①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定時期は不明である。</li> <li>・ 資料にある一部の歩掛は、<u>国の基準が廃止された後も継続して使用しているもの</u>と考えられる。</li> </ul> <p>J②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定時期は不明である。</li> <li>・ 標準歩掛にない歩掛は、出先機関で個別に見積り徴収を行う運用である。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
2	<p><b>問題の提起元</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を設定する契機として、どのような方から、どのような場で問題提起が行われたか。(出先機関から意見交換会で、など)</p> <p>【回答】 J①)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不明である。</li> <li>・ 業界団体や業者からの要望はほぼなく、出先機関からの強い要望もない。</li> <li>・ <u>現場で乖離があれば見積りでも対応するため、制度改定の要望は発生しにくい。</u></li> </ul> J②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不明である。</li> <li>・ 業界団体や市町村からの要望は特にない。</li> </ul> </p>
3	<p><b>標準歩掛の準用有無</b></p> <p>【設問】 貴団体に設定している独自の歩掛は、標準歩掛を準用したものか。 また、標準歩掛とどのような点で異なるか。(工種、工事規模、気象条件など)</p> <p>【回答】 J①)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃止された標準歩掛を継続使用しているものがあると思われる。</li> <li>・ 標準歩掛の規格よりも小さい資材を対象とした歩掛が存在する。規模が小さい工事に対応するために独自設定された可能性がある。</li> </ul> J②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準歩掛を準用しつつ、適用対象とする<u>資材の追加や規格変更（小規模工事への対応）</u>を行っている。</li> </ul> </p>
4	<p><b>予定価格への影響</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛作成の結果、予定価格作成にはどのような影響があったか。(上振れもしくは下振れ)</p> <p>【回答】 J①・②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較しておらず、不明である。</li> </ul> </p>
<b>独自の歩掛を設定した際の流れについて</b>	
5	<p><b>設定に携わった部署</b></p> <p>【設問】 主担部署および関係部署はどこか。</p> <p>【回答】 J①)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主担部署は企画系の部署である。</li> </ul> J②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主担部署は企画系の部署である。</li> <li>・ J①から情報提供を受ける場合がある。</li> </ul> </p>

設問 No.	設問および回答の内容
6	<p><b>設定の段取り</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定に着手してから完了するまでの段取り（工程および各工程の所要期間）はどうなっているか。</p> <p>【回答】 J①)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定当初のものは記録がないため不明である。</li> <li>・ 現状の積算基準の改定作業は4月に着手し、10月に改定を行う。</li> <li>・ 工程には、積算システムとの連携や印刷会社への原稿送付などが含まれる。</li> </ul> J②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定当初のものは不明である。</li> <li>・ 現状の積算基準の改定作業は4月に着手し、7月に改定を行う。</li> <li>・ 積算システムの運用・保守会社と連携して修正を進める工程が含まれる。</li> </ul> </p>
7	<p><b>歩掛の設定基準</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の数値をどのような基準で設定したか。（直轄もしくは業務発注による施工実態調査、複数社から徴収した見積り結果からの判断など）</p> <p>【回答】 J①)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の独自の歩掛は過去から継続使用しており、<u>設定根拠は不明</u>である。</li> </ul> J②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準の積算基準を準用し、資材コードを差し替える形で設定している。</li> <li>・ 見積り取得や施工実態調査は行っていない。</li> </ul> </p>
8	<p><b>庁内での調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、財務部局や出先機関など庁内で調整を行ったか。行った場合、実施回数や主要論点はどうだったか。</p> <p>【回答】 J①・②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務部局との調整は実施していない。部内で完結している。</li> </ul> </p>
9	<p><b>庁外との調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、庁外の機関（国土交通省、業界団体など）と、協議等を行ったか。行った場合、実施先や実施回数、確認内容、実施先の選定理由はどうか。</p> <p>【回答】 J①・②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁外との調整は実施していない。</li> </ul> </p>
10	<p><b>歩掛設定後の更新の状況</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛について、設定後に更新を行っているか。更新している場合、更新頻度や更新の手順はどうなっているか。</p> <p>【回答】 J①・②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新していない。</li> </ul> </p>

設問 No.	設問および回答の内容
11	<p><b>歩掛の更新方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を更新している場合、主担部署や関係部署、所要期間、段取りなどについて初回設定時からの変更はあるか。</p> <p>【回答】 J①・②) ・ 更新していないため該当なし。</p>
12	<p><b>市町村への歩掛の展開方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を市町村へ展開しているか。展開している場合、市町村が基本的に準用しているのか、それとも参照できるにとどまるのか。</p> <p>【回答】 J①・②) ・ 市町村へ紙面で参考送付している。(J①のみ) ・ 積算システム上で市町村が独自の歩掛を準用できるようになっている。</p>

(12) K 地方公共団体

○独自の歩掛を設定している工種

K①)

- ・ 共通工（排水構造物工）
- ・ 仮設工
- ・ コンクリート工（コンクリート工）
- ・ 舗装工（路盤工）
- ・ 付属施設（道路標識設置工） など

K②)

- ・ 共通仮設費
- ・ 共通工（構造物とりこわし工）
- ・ コンクリート工（コンクリート工）
- ・ 建築工事（新営工事、改修工事）
- ・ 電気設備工事（新営工事、改修工事）
- ・ 機械設備工事（新営工事、改修工事）

K③)

- ・ 浄水場（弁室清掃、浄水発生土場内運搬、弁類分解修繕工事、ろ過池等ろ材更生工事、ろ過池管理工、ろ過池等防水防食塗装工事）

○設問に対する回答

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
1	<p><b>独自の歩掛の設定時期</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定時期はいつか。また、標準歩掛にない歩掛の工種や資材について歩掛設定の要望があった場合、どのように対応しているか。</p> <p>【回答】</p> <p>K①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独自の歩掛は古いものでは 20 年前から存在するが、正確な初回設定時期は不明である。直近では 2～3 年前に新規設定した事例がある。</li> <li>・ 独自の歩掛の新規設定は毎年行うものではない。</li> <li>・ 事業系の部署から独自の歩掛の設定要望が上がってくることがあり、必要性が認められれば設定に至る。</li> <li>・ 具体的には、使用頻度が多く見込まれるなどが挙げられる。</li> </ul> <p>K②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定時期は不明である。</li> <li>・ ここ数年、独自の歩掛の設定は要望されていない。</li> </ul> <p>K③)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定時期は不明である。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
2	<p><b>問題の提起元</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を設定する契機として、どのような方から、どのような場で問題提起が行われたか。(出先機関から意見交換会で、など)</p> <p>【回答】</p> <p>K①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁の事業系の部署から要望が上がる場合が多い。発注工事ごとの見積り徴収の手間を省きたいとの意見が多い。</li> <li>・ 積算基準改定に関して、事業系の部署に照会するタイミングで要望が上がってくる他、事業系の部署から個別に相談がくる場合もある。</li> </ul> <p>K②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不明である。</li> </ul> <p>K③)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出先機関の担当者が参加する、積算検討部会で提案がなされる。</li> </ul>
3	<p><b>標準歩掛の準用有無</b></p> <p>【設問】 貴団体に設定している独自の歩掛は、標準歩掛を準用したものか。 また、標準歩掛とどのような点で異なるか。(工種、工事規模、気象条件など)</p> <p>【回答】</p> <p>K①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業課ごとに複数社に見積りを取り、比較検討・見積りの妥当性を確認したうえで独自歩掛として採用する場合や、協会の歩掛などを参考に独自歩掛を設定する場合がある。</li> <li>・ 基本的に独自の歩掛は、標準歩掛にない工種や特殊条件に対応するため設定する場合が多い。</li> </ul> <p>K②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準歩掛等を準用したと思われる。</li> </ul> <p>K③)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準歩掛の準用ではない。標準歩掛にない水道独自の作業等に関するものを作成している。</li> </ul>
4	<p><b>予定価格への影響</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛作成の結果、予定価格作成にはどのような影響があったか。(上振れもしくはは下振れ)</p> <p>【回答】</p> <p>K①・②・③)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較しておらず不明である。</li> </ul>
<b>独自の歩掛を設定した際の流れについて</b>	
5	<p><b>設定に携わった部署</b></p> <p>【設問】 主担部署および関係部署はどこか。</p> <p>【回答】</p> <p>K①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほとんどの主担部署は事業系の部署である。</li> </ul> <p>K②・③)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主担部署は企画系の部署である。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
6	<p><b>設定の段取り</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定に着手してから完了するまでの段取り（工程および各工程の所要期間）はどうなっているか。</p> <p>【回答】</p> <p>K①）  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例年 4～5 月に、事業系の各部署へ新規歩掛の掲載要否について照会するのが起点となる。</li> <li>・ 事業系の部署から要望があれば、見積り徴収や協会へのヒアリングを経て、毎年 10 月の積算基準書改定に間に合うよう半年程度で対応する。</li> </ul> </p> <p>K②）  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段取りや所要期間は不明である。</li> </ul> </p> <p>K③）  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年 3 回、8・10・12 月に実施する内部会議（本庁と出先機関の職員が参加）で協議して決定する。</li> <li>・ 単年度の検討で結論に至るものもあれば、検討に複数年度要するものもある。</li> </ul> </p>
7	<p><b>歩掛の設定基準</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の数値をどのような基準で設定したか。（直轄もしくは業務発注による施工実態調査、複数社から徴収した見積り結果からの判断など）</p> <p>【回答】</p> <p>K①）  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見積りを徴収している。各社の見積り結果に乖離がある場合はヒアリングを行い、条件の認識違いがあれば再提出を依頼する。</li> <li>・ 見積り徴収を行う件数が多く、発注機関での対応が負担となる場合、効率化のため独自の歩掛を積算基準書に追加する場合がある。</li> </ul> </p> <p>K②）  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細は不明である。</li> <li>・ 通常の発注時には、内規に沿って 3 社以上から見積りを徴収している。</li> </ul> </p> <p>K③）  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数社から徴収した見積りや、過去の施工実績を基に設定している。</li> <li>・ 施工実績は<u>出先機関へのヒアリング</u>によって確認している。</li> </ul> </p>
8	<p><b>庁内での調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、財務部局や出先機関など庁内で調整を行ったか。行った場合、実施回数や主要論点はどうか。</p> <p>【回答】</p> <p>K①）  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系の部署によって運用が異なり、調整を行わず設定する場合もあれば、部内の関係課が参加する会議体での議論を経て設定する場合もある。</li> </ul> </p> <p>K②）  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不明である。</li> </ul> </p> <p>K③）  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定当時の論点は不明である。</li> <li>・ 本庁・出先機関の職員が参加する内部会議で調整を図っている。</li> </ul> </p>

設問 No.	設問および回答の内容
9	<p><b>庁外との調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、庁外の機関（国土交通省、業界団体など）と、協議等を行ったか。行った場合、実施先や実施回数、確認内容、実施先の選定理由はどうか。</p> <p>【回答】</p> <p>K①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>歩掛が実態と乖離していないか確認するため、業界団体へヒアリングを行う場合がある。</u></li> </ul> <p>K②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不明である。</li> </ul> <p>K③)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施していない。</li> </ul>
10	<p><b>歩掛設定後の更新の状況</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛について、設定後に更新を行っているか。更新している場合、更新頻度や更新の手順はどうなっているか。</p> <p>【回答】</p> <p>K①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年に1度、10月に更新を行っている。</li> <li>・ 4～5月頃に事業系の各部署に10月改定の有無について照会をかけている。改定があれば、改定がわかる資料（新旧表など）と改定箇所を反映した基準書の原稿が企画系の部署に提出される。</li> <li>・ 企画系の部署は、提出された資料を基に積算基準書や積算システムに反映している。</li> <li>・ 歩掛の確認作業は、歩掛を所管する事業系の各部署で実施している。</li> <li>・ <u>歩掛の確認作業は、事業系の部署で責任を持って行うこととしている。</u></li> </ul> <p>K②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新していない。</li> <li>・ 指摘があれば見直すが、具体的な声が上がってこない状況である。</li> </ul> <p>K③)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年3回実施する会議において、歩掛更新の必要性が生じた場合に調査等を実施している。</li> <li>・ 更新を行う場合は、年1回、4月改定に合わせて実施している。</li> </ul>
11	<p><b>歩掛の更新方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を更新している場合、主担部署や関係部署、所要期間、段取りなどについて初回設定時からの変更はあるか。</p> <p>【回答】</p> <p>K①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大きな変更はない。</li> <li>・ 改定の有無を事業系の部署へ毎年照会する中で、数値の改定は珍しくない状況である。業界団体へのヒアリングによって人工が変わることもある。</li> </ul> <p>K②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新していない。</li> </ul> <p>K③)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更なし。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
12	<p><b>市町村への歩掛の展開方法</b></p> <p><b>【設問】</b>  独自の歩掛を市町村へ展開しているか。展開している場合、市町村が基本的に準用しているのか、それとも参照できるにとどまるのか。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>K①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 希望する市町村に、有償で冊子を送付している。</li> <li>・ 半分ほどの市町村が利用する積算システムにも反映している。</li> <li>・ 準用の状況については不明である。</li> </ul> <p>K②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全市町村にメールで参考送付している。準用の状況は不明である。</li> </ul> <p>K③)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考送付はしておらず、<u>情報提供の求めがあった場合に提供</u>している。</li> <li>・ 市区町村からの照会は年1件程度である。</li> <li>・ 業界団体からの照会が行われることもある。</li> </ul>

(13) L 地方公共団体

○独自の歩掛を設定している工種

L①)

- ・ 土工（土工、安定処理工）
- ・ 共通工（法面工）
- ・ コンクリート工（張りコンクリート工）
- ・ 付属施設（道路標識設置工）
- ・ 道路維持修繕工（道路清掃工）

L②)

- ・ コンクリート工（コンクリート工）
- ・ 舗装工
- ・ 付属施設（境界工）

○設問に対する回答

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
1	<p><b>独自の歩掛の設定時期</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定時期はいつか。また、標準歩掛にない歩掛の工種や資材について歩掛設定の要望があった場合、どのように対応しているか。</p> <p>【回答】</p> <p>L①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掘削等は平成 24 年頃、その他は不明である。</li> <li>・ 標準歩掛に関する要望は、基本的に地方整備局へ伝達する対応としており、積極的には独自の歩掛を設定しない。</li> </ul> <p>L②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 12 年頃から設定している。</li> <li>・ 新規の歩掛設定に関する要望は特にない。</li> </ul>
2	<p><b>問題の提起元</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を設定する契機として、どのような方から、どのような場で問題提起が行われたか。（出先機関から意見交換会で、など）</p> <p>【回答】</p> <p>L①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業界団体から、毎年実施している意見交換の場を通じて要望される場合が多い。</li> </ul> <p>L②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内担当者からの問題提起と思われる。<u>団体の発注工事で使用する資材が積算システムで選択できない等の事情があった。</u></li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
3	<p><b>標準歩掛の準用有無</b></p> <p>【設問】 貴団体が設定している独自の歩掛は、標準歩掛を準用したものか。 また、標準歩掛とどのような点で異なるか。(工種、工事規模、気象条件など)</p> <p>【回答】 L①) ・ 準用していない。標準歩掛で対応できない小規模工事や特殊条件(降雪、沿岸部など)に合うよう独自に設定している。</p> <p>L②) ・ 標準歩掛をベースに、<u>資材や施工条件</u>を団体の仕様に合わせて変更している。</p>
4	<p><b>予定価格への影響</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛作成の結果、予定価格作成にはどのような影響があったか。(上振れもしくは下振れ)</p> <p>【回答】 L①) ・ 比較対象がないため不明である。</p> <p>L②) ・ 比較していないが、<u>資材や単位</u>を入れ替えたのみであるため、価格が大きく変動するものではないと理解している。</p>
<b>独自の歩掛を設定した際の流れについて</b>	
5	<p><b>設定に携わった部署</b></p> <p>【設問】 主担部署および関係部署はどこか。</p> <p>【回答】 L①) ・ 主担部署は企画系の部署である。関係部署は特にない。</p> <p>L②) ・ 主担部署は企画系の部署、関係部署は出先機関である。</p>
6	<p><b>設定の段取り</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定に着手してから完了するまでの段取り(工程および各工程の所要期間)はどうか。</p> <p>【回答】 L①・②) ・ 近年の設定事例がなく不明である。 ・ 標準歩掛が公表されてから内容を確認し、団体の積算基準改定や積算システムの更新まで、約半年間で対応する。</p>

設問 No.	設問および回答の内容
7	<p><b>歩掛の設定基準</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の数値をどのような基準で設定したか。(直轄もしくは業務発注による施工実態調査、複数社から徴収した見積り結果からの判断など)</p> <p>【回答】 L①)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直轄調査や施工会社へのヒアリング、複数社からの見積り徴収を行う。</li> <li>・ 直近は新設・改定事例がなく不明確である。</li> </ul> L②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の歩掛を参考にしつつ、材料の違いに応じて設定している。近年新規に独自の歩掛を設定した事例はない。</li> </ul> </p>
8	<p><b>庁内での調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、財務部局や出先機関など庁内で調整を行ったか。行った場合、実施回数や主要論点はどうか。</p> <p>【回答】 L①・②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内での調整は実施しておらず、担当課内の決裁で設定・改定する。</li> </ul> </p>
9	<p><b>庁外との調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、庁外の機関(国土交通省、業界団体など)と、協議等を行ったか。行った場合、実施先や実施回数、確認内容、実施先の選定理由はどうか。</p> <p>【回答】 L①・②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁外の機関と協議等は実施していない。</li> </ul> </p>
10	<p><b>歩掛設定後の更新の状況</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛について、設定後に更新を行っているか。更新している場合、更新頻度や更新の手順はどうなっているか。</p> <p>【回答】 L①)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準積算基準の改定に合わせて毎年更新の可否を確認しているが、近年の更新事例はない。</li> <li>・ 更新頻度は不定期で、必要性が生じた場合のみ対応する。</li> </ul> L②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩掛自体の大幅な更新は近年なし。</li> <li>・ 準用している標準歩掛に変更があった場合は、独自の歩掛の内容を更新しているが、材料変更が中心であり、数値変更を伴う更新ではない。</li> </ul> </p>

設問 No.	設問および回答の内容
11	<p><b>歩掛の更新方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を更新している場合、主担部署や関係部署、所要期間、段取りなどについて初回設定時からの変更はあるか。</p> <p>【回答】 L①・② ・ 変更はない。</p>
12	<p><b>市町村への歩掛の展開方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を市町村へ展開しているか。展開している場合、市町村が基本的に準用しているのか、それとも参照できるにとどまるのか。</p> <p>【回答】 L① ・ メールでの参考送付とともに、ホームページ上で公開している。 ・ 市町村が準用しているか否かは把握していない。</p> <p>L② ・ 積算システム上で、独自の歩掛を市町村が選択することができる。 ・ 市町村が準用しているか否かは把握していない。</p>

(14) M 地方公共団体

○独自の歩掛を設定している工種

M①)

- ・ 共通工（コンクリートブロック積（張）工）
- ・ 付属施設（防護柵設置工）
- ・ 舗装工（区画線工）

M②)

- ・ 共通仮設費（運搬費）

○設問に対する回答

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
1	<p><b>独自の歩掛の設定時期</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定時期はいつか。また、標準歩掛にない歩掛の工種や資材について歩掛設定の要望があった場合、どのように対応しているか。</p> <p>【回答】 M①) ・ 区画線工は平成 28 年、その他は令和 4 年に設定した。</p> <p>M②) ・ 平成 15 年頃に設定した。</p>
2	<p><b>問題の提起元</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を設定する契機として、どのような方から、どのような場で問題提起が行われたか。（出先機関から意見交換会で、など）</p> <p>【回答】 M①) ・ 区画線工については業界団体から、その他は出先機関担当者からの要望を受けて設定した。</p> <p>M②) ・ 不明である。</p>
3	<p><b>標準歩掛の準用有無</b></p> <p>【設問】 貴団体に設定している独自の歩掛は、標準歩掛を準用したものか。また、標準歩掛とどのような点で異なるか。（工種、工事規模、気象条件など）</p> <p>【回答】 M①) ・ 付属施設および区画線工は工法が異なる。 ・ 共通工は標準歩掛よりも資材の規格が小さい。</p> <p>M②) ・ 標準歩掛を準用し、現場条件に合わせて計算している。</p>

設問 No.	設問および回答の内容
4	<p><b>予定価格への影響</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛作成の結果、予定価格作成にはどのような影響があったか。(上振れもしくはは下振れ)</p> <p>【回答】 M①) ・ 比較対象の標準が存在しない項目のため、いずれも影響はない。</p> <p>M②) ・ 地域の実情に合うよう設定するため、影響はない。</p>
<b>独自の歩掛を設定した際の流れについて</b>	
5	<p><b>設定に携わった部署</b></p> <p>【設問】 主担部署および関係部署はどこか。</p> <p>【回答】 M①) ・ 主担部署は企画系の部署、関係部署はない。</p> <p>M②) ・ 主担部署は企画系の部署、関係部署は事業系の部署である。</p>
6	<p><b>設定の段取り</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定に着手してから完了するまでの段取り（工程および各工程の所要期間）はどうなっているか。</p> <p>【回答】 M①) ・ ものによるが、区画線工の場合、約半年を要した。 ・ 区画線工については平成 27 年 9 月に単価作成要望があり、同 10 月に検討を開始、翌年 1 月に見積り依頼先を検討のうえ見積りを徴収し、4 月に単価値・適用基準を定めて運用開始した。</p> <p>M②) ・ 不明である。</p>
7	<p><b>歩掛の設定基準</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の数値をどのような基準で設定したか。(直轄もしくは業務発注による施工実態調査、複数社から徴収した見積り結果からの判断など)</p> <p>【回答】 M①) ・ 複数業者から見積りを取得し、業界団体と協議の上、歩掛を決定した。</p> <p>M②) ・ 標準歩掛で示された計算方法に沿って設定している。</p>

設問 No.	設問および回答の内容
8	<p><b>庁内での調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、財務部局や出先機関など庁内で調整を行ったか。行った場合、実施回数や主要論点はどうか。</p> <p>【回答】 M①) ・ 調整していない。</p> <p>M②) ・ 事業系の部署と調整している。 ・ 施工実態の確認や、見積りの共有などを実施している。</p>
9	<p><b>庁外との調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、庁外の機関（国土交通省、業界団体など）と、協議等を行ったか。行った場合、実施先や実施回数、確認内容、実施先の選定理由はどうか。</p> <p>【回答】 M①) ・ 業界団体と協議を実施している。 ・ ある工種では、<u>業界団体から標準化を反対され、独自の歩掛設定を断念した</u>ことがある。</p> <p>M②) ・ <u>標準歩掛の所管部門へ確認し、適正性を担保した。</u></p>
10	<p><b>歩掛設定後の更新の状況</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛について、設定後に更新を行っているか。更新している場合、更新頻度や更新の手順はどうなっているか。</p> <p>【回答】 M①) ・ 区画線工と共通工は、年2回（4・10月）実施している単価改訂の際に、歩掛も含めて見積りを徴収している。更新が必要な場合には、4月に更新を行う。</p> <p>M②) ・ 最近数年は更新していない。標準歩掛に変更がないかは毎年確認しており、変更があれば独自の歩掛も対応する方針である。</p>
11	<p><b>歩掛の更新方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を更新している場合、主担部署や関係部署、所要期間、段取りなどについて初回設定時からの変更はあるか。</p> <p>【回答】 M①) ・ 見積り徴収以降の工程を、約3か月で進めている。</p> <p>M②) ・ 更新していない。</p>

設問 No.	設問および回答の内容
12	<p><b>市町村への歩掛の展開方法</b></p> <p><b>【設問】</b>  独自の歩掛を市町村へ展開しているか。展開している場合、市町村が基本的に準用しているのか、それとも参照できるとどまるのか。</p> <p><b>【回答】</b>  M①・②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩掛をホームページで公表している。</li> <li>・ 市町村と共通の積算システムを利用しているが、準用の状況は不明である。</li> </ul>

(15) N 地方公共団体

○独自の歩掛を設定している工種

N①)

- ・ 共通工（コンクリートブロック積（張）工）

N②)

- ・ 土工（路床盛土）
- ・ 舗装工（路盤工）
- ・ 舗装工（アスファルト舗装工）
- ・ 共同溝工（共同溝工）

N③)

- ・ コンクリート工（残存型枠工）

○設問に対する回答

設問 No.	設問および回答の内容
<b>独自の歩掛を設定した経緯等について</b>	
1	<p><b>独自の歩掛の設定時期</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定時期はいつか。また、標準歩掛にない歩掛の工種や資材について歩掛設定の要望があった場合、どのように対応しているか。</p> <p>【回答】</p> <p>N①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 22 年から独自の歩掛を設定している。</li> <li>・ 業界団体からの要望については、国直轄工事との規模の差が指摘される場合が多いが、基本的には標準歩掛の解釈で対応している。</li> </ul> <p>N②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 18 年から独自の歩掛を設定している。</li> </ul> <p>N③)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定時期は不明である。</li> <li>・ 歩掛設定依頼があった場合は、都度見積り等にて対応する。</li> </ul>
2	<p><b>問題の提起元</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を設定する契機として、どのような方から、どのような場で問題提起が行われたか。（出先機関から意見交換会で、など）</p> <p>【回答】</p> <p>N①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接の背景は不明である。</li> <li>・ 標準歩掛の適用範囲外で使用頻度が高い工種のため設定したと思われる。</li> </ul> <p>N②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業界団体から問題提起が行われた。</li> </ul> <p>N③)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内担当者より、庁内で設置している積算検討会等の場等で意見があった。</li> <li>・ 積算検討会について、委員を本庁課長級、幹事を出先機関課長を含めた課長補佐級、ワーキンググループを本庁及び出先機関担当職員等で構成している。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
3	<p><b>標準歩掛の準用有無</b></p> <p>【設問】 貴団体が設定している独自の歩掛は、標準歩掛を準用したものか。 また、標準歩掛とどのような点で異なるか。(工種、工事規模、気象条件など)</p> <p>【回答】 N①)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準歩掛を準用していない。</li> <li>・ <u>標準歩掛では 150kg 以上のブロック積が対象で、土木工事標準単価では JIS タイプの 150kg 未満のブロック積み</u>が対象であるが、独自の歩掛では JIS タイプではない 150kg 未満のブロック積を対象としている。</li> </ul> N②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準歩掛を準用している。</li> <li>・ 使用機械等の規格や、割増を行っている点で異なる。</li> </ul> N③)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部、標準歩掛を準用している。客土手間の工程を、現地発生土利用のため控除するなど、<u>施工実態にあわせて内容を変更している。</u></li> </ul> </p>
4	<p><b>予定価格への影響</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛作成の結果、予定価格作成にはどのような影響があったか。(上振れもしくはは下振れ)</p> <p>【回答】 N①・③)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 比較していないため不明である。</li> </ul> N②)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>上振れした。</u></li> </ul> </p>
<b>独自の歩掛を設定した際の流れについて</b>	
5	<p><b>設定に携わった部署</b></p> <p>【設問】 主担部署および関係部署はどこか。</p> <p>【回答】 N①・②・③)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主担部署は企画系の部署である。関係部署は特にない。</li> </ul> </p>

設問 No.	設問および回答の内容
6	<p><b>設定の段取り</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定に着手してから完了するまでの段取り（工程および各工程の所要期間）はどうなっているか。</p> <p>【回答】</p> <p>N①）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年10月1日の積算基準書改定に合わせて、約2か月で対応している。</li> <li>・ 8月に見積りを依頼する。</li> <li>・ 9月に見積り結果を集計・比較し、企画系の部署内で決裁する。</li> <li>・ 10月より適用を開始する。</li> </ul> <p>N②）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部検討に2年をかけ、見積り依頼・集計に3ヶ月をかけた。</li> <li>・ 内部検討のメンバーは、本庁および出先機関の担当リーダー以下である。</li> <li>・ 内部検討期間に2年を要したのは、上記4工種すべて同時進行で対応していたためであり、個別であれば、より短い期間で進めることとなる。</li> </ul> <p>N③）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メーカーへの見積り依頼から積算システムへ反映まで2ヶ月程度を要する。</li> <li>・ 庁内での審議は特に行っていない。</li> <li>・ 施工実態調査を行う場合の期間は、近年の実績がないため不明である。</li> </ul>
7	<p><b>歩掛の設定基準</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の数値をどのような基準で設定したか。（直轄もしくは業務発注による施工実態調査、複数社から徴収した見積り結果からの判断など）</p> <p>【回答】</p> <p>N①）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数社から徴収した見積り結果を基準に設定している。今年は<u>8社に依頼し、5社から回答があった。</u></li> <li>・ <u>依頼先は業界団体の加入企業を中心に選定している。</u></li> <li>・ <u>3社以上の見積りを取得し、平均からプラスマイナス30%を外れた見積りを出した先にはヒアリングを実施する。妥当性が認められれば比較対象とする。</u></li> </ul> <p>N②）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3社以上の見積りを徴収し、平均値に一番近い会社の歩掛を採用する運用がルール化されている。</li> </ul> <p>N③）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則3社に見積りを依頼するが、特殊な資材等、取り扱いが限られる場合は数が減ることもある。</li> <li>・ 過去、団体直轄で施工実態調査を実施したこともある。</li> <li>・ 近年実施していないため、サンプル数は不明である。</li> </ul>

設問 No.	設問および回答の内容
8	<p><b>庁内での調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、財務部局や出先機関など庁内で調整を行ったか。行った場合、実施回数や主要論点はどうか。</p> <p>【回答】 N①・③) ・ 調整は実施していない。</p> <p>N②) ・ 内部検討に出先機関職員も参加しており、調整している。 ・ 内部検討は1年間に4～5回開催した。</p>
9	<p><b>庁外との調整</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛の設定にあたり、庁外の機関（国土交通省、業界団体など）と、協議等を行ったか。行った場合、実施先や実施回数、確認内容、実施先の選定理由はどうか。</p> <p>【回答】 N①) ・ 協議していない。</p>
10	<p><b>歩掛設定後の更新の状況</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛について、設定後に更新を行っているか。更新している場合、更新頻度や更新の手順はどうなっているか。</p> <p>【回答】 N①) ・ 毎年1回、更新している。 ・ 更新の手順は、初回設定時と同様である。</p> <p>N②) ・ 更新していない。</p> <p>N③) ・ 独自の歩掛すべてについて見積りを毎年度依頼し、更新している。 ・ 独自の歩掛のうち標準歩掛を準用したものについては、標準歩掛に改正があれば同様に改正を行っている。</p>
11	<p><b>歩掛の更新方法</b></p> <p>【設問】 独自の歩掛を更新している場合、主担部署や関係部署、所要期間、段取りなどについて初回設定時からの変更はあるか。</p> <p>【回答】 N①・③) ・ 変更はない。</p> <p>N②) ・ 更新していないため該当なし。</p>

設問 No.	設問および回答の内容
12	<p><b>市町村への歩掛の展開方法</b></p> <p><b>【設問】</b>  独自の歩掛を市町村へ展開しているか。展開している場合、市町村が基本的に準用しているのか、それとも参照できるとどまるのか。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>N①)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改定内容をメールで通知している。<u>1枚の紙をBCCで展開</u>している。</li> <li>・ 冊子版の提供や、ホームページ上での公開は行っていない。</li> <li>・ 市町村が準用しているか否かは把握していない。</li> </ul> <p>N②)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村へ参考送付している。</li> </ul> <p>N③)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体のホームページ上で公表している。</li> <li>・ <u>市町村においても基本的に準用</u>している。</li> </ul>

## 地方公共団体における独自歩掛の作成事例集

発行年月 令和8年3月

編集・発行 国土交通省 不動産・建設経済局

本資料に関する問い合わせ先

国土交通省 不動産・建設経済局

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL：03-5253-8278